

令和5年12月6日開会

①

令和5年第4回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和5年第4回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第118号議案 令和5年度茨城県一般会計補正予算（第5号）	1
第119号議案 令和5年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第2号）	8
第120号議案 茨城県公告式条例の一部を改正する条例	11
第121号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	12
第122号議案 茨城県核燃料等取扱税条例	57
第123号議案 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	63
第124号議案 茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例	64
第125号議案 茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	72
第126号議案 茨城県都市公園条例の一部を改正する条例	80
第127号議案 学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例	81
第128号議案 茨城県暴力団排除条例の一部を改正する条例	82
第129号議案 当せん金付証票の発売について	86
第130号議案 県有財産の売却処分について（奥野谷浜工業団地事業用地）	87
第131号議案 県有財産の売却処分について（奥野谷浜工業団地事業用地）	88
第132号議案 県有財産の売却処分について（波崎漁港後背地用地）	89
第133号議案 指定管理者の指定について（茨城県立県民文化センター）	90
第134号議案 指定管理者の指定について（茨城県鳥獣センター）	91
第135号議案 指定管理者の指定について（茨城県立あすなろの郷）	92
第136号議案 指定管理者の指定について（茨城県立青少年会館）	93
第137号議案 指定管理者の指定について（ラク・ハイツ）	94
第138号議案 指定管理者の指定について（茨城県大洗マリンタワー）	95
第139号議案 指定管理者の指定について（茨城県奥久慈憩いの森）	96
第140号議案 指定管理者の指定について（茨城県水郷県民の森）	97
第141号議案 指定管理者の指定について（波崎漁港海岸休憩施設）	98
第142号議案 指定管理者の指定について（茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設）	99
第143号議案 指定管理者の指定について（赤塚公園）	100
第144号議案 指定管理者の指定について（県西総合公園）	101
第145号議案 指定管理者の指定について（笠間芸術の森公園）	102
第146号議案 指定管理者の指定について（大洗公園）	103
第147号議案 指定管理者の指定について（茨城県立中央青年の家）	104
第148号議案 指定管理者の指定について（茨城県立さしま少年自然の家）	105
第149号議案 指定管理者の指定期間の延長について	106
第150号議案 工事請負契約の変更について	107
第151号議案 和解について	108
報告第5号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について	109

予

算

第118号議案

令和5年度 茨城県一般会計補正予算（第5号）

令和5年度茨城県一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,616,302千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,315,162,534千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		174,840,916 ^{千円}	1,331,607 ^{千円}	176,172,523 ^{千円}
	1 国庫負担金	53,724,271	1,231,607	54,955,878
	2 国庫補助金	119,333,119	100,000	119,433,119
13 繰越金		5,753,713	953,495	6,707,208
	1 繰越金	5,753,713	953,495	6,707,208
15 県債		87,118,700	3,331,200	90,449,900
	1 県債	87,118,700	3,331,200	90,449,900
歳入合計		1,309,546,232	5,616,302	1,315,162,534

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
9 農林水産業費		42,200,315 ^{千円}	110,000 ^{千円}	42,310,315 ^{千円}
	3 林業費	5,841,081	110,000	5,951,081
12 商工費		123,940,678	215,400	124,156,078
	3 中小企業費	4,537,350	215,400	4,752,750
13 土木費		103,000,605	3,552,400	106,553,005
	2 道路橋梁費	62,303,650	1,500,000	63,803,650
	3 河川海岸費	21,748,871	2,052,400	23,801,271
16 災害復旧費		2,316,886	1,738,502	4,055,388
	1 農林水産施設 災害復旧費	512,003	388,502	900,505
	2 土木施設 災害復旧費	1,486,816	1,350,000	2,836,816
歳出合計		1,309,546,232	5,616,302	1,315,162,534

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正額	計
9 農林水産業費			千円 244,400	千円 13,600	千円 258,000
	3 林業費	県単治山事業費	-	13,600	13,600
13 土木費			31,943,337	2,109,000	34,052,337
	2 道路橋梁費		26,001,452	899,200	26,900,652
		道路補修費	4,952,651	899,200	5,851,851
	3 河川海岸費		4,458,946	1,209,800	5,668,746
		河川補修費	-	240,000	240,000
		河川防災費	1,928,610	863,800	2,792,410
		砂防施設補修費	-	25,000	25,000
		県単砂防費	19,000	81,000	100,000
16 災害復旧費			-	914,502	914,502
	1 農林水産施設 災害復旧費	現年発生災害復旧費	-	101,502	101,502
	2 土木施設 災害復旧費	令和5年国補 災害復旧土木費	-	813,000	813,000
合	計		32,187,737	3,037,102	35,224,839

第3表 債務負担行為補正

(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城県立県民文化センターの管理運営に係る協定	茨城県立県民文化センターの管理運営に係る協定を県民文化センター運営共同事業体と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	901,726千円
茨城県鳥獣センターの管理運営に係る協定	茨城県鳥獣センターの管理運営に係る協定を公益社団法人茨城県農林振興公社と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	50,075千円
茨城県立あすなろの郷の管理運営に係る協定	茨城県立あすなろの郷の管理運営に係る協定を社会福祉法人茨城県社会福祉事業団と締結する。	令和6年度	3,000,138千円
茨城県立青少年会館の管理運営に係る協定	茨城県立青少年会館の管理運営に係る協定を公益社団法人茨城県青少年育成協会と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	132,630千円
ラーク・ハイツの管理運営に係る協定	ラーク・ハイツの管理運営に係る協定を社会福祉法人茨城県母子寡婦福祉連合会と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	402,450千円
茨城県奥久慈憩いの森の管理運営に係る協定	茨城県奥久慈憩いの森の管理運営に係る協定を茨城県造園業協同組合と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	130,000千円
茨城県水郷県民の森の管理運営に係る協定	茨城県水郷県民の森の管理運営に係る協定を公益社団法人茨城県農林振興公社と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	106,360千円
赤塚公園の管理運営に係る協定	赤塚公園の管理運営に係る協定を橋本造園土木株式会社と締結する。	令和6年度	33,000千円
県西総合公園の管理運営に係る協定	県西総合公園の管理運営に係る協定を筑西広域市町村圏事務組合と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	170,020千円
笠間芸術の森公園の管理運営に係る協定	笠間芸術の森公園の管理運営に係る協定を笠間市と締結する。	令和6年度	63,676千円
大洗公園の管理運営に係る協定	大洗公園の管理運営に係る協定を茨城県造園業協同組合と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	144,100千円
茨城県立中央青年の家の管理運営に係る協定	茨城県立中央青年の家の管理運営に係る協定を特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	581,260千円
茨城県立さしま少年自然の家の管理運営に係る協定	茨城県立さしま少年自然の家の管理運営に係る協定を特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	536,460千円

(変 更 分)

事 項	区分	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城県民の森、茨城県 植物園、茨城県森の カルチャーセンター及び 茨城県さのこ博士館 の管理運営に係る協定	変 更 前	茨城県民の森、茨城県植物園、茨城県 森のカルチャーセンター及び茨城県さの こ博士館の管理運営に係る協定を公益社 団法人茨城県農林振興公社と締結する。	自 令和元年度 至 令和5年度	555,285千円
	変 更 後	同 上	自 令和元年度 至 令和6年度	661,950千円

第4表 地方債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
治 山 事 業	千円 316,400	千円 -	千円 316,400	債券発行又は普通貸借 (他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額)	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
水産基盤整備事業	392,200	-	392,200			
土地改良事業	2,712,200	-	2,712,200			
河 川 事 業	13,725,400	1,432,000	15,157,400			
海岸整備事業	223,700	-	223,700			
砂 防 事 業	51,900	-	51,900			
急傾斜地崩壊 対策事業	165,200	-	165,200			
港湾整備事業	1,600,600	-	1,600,600			
道路橋梁整備事業	24,391,600	1,200,000	25,591,600			
街 路 事 業	675,700	-	675,700			
空港整備事業	6,600	-	6,600			
放課後児童クラブ 整備事業	304,500	-	304,500			
産業技術専門学院 整備事業	10,800	-	10,800			
いばらき就職支援 センター整備事業	60,300	-	60,300			
茨城県職業人材育成 センター整備事業	56,300	-	56,300			
体育施設整備事業	131,100	-	131,100			
公営住宅建設事業	986,100	-	986,100			
過 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	21,300	-	21,300			
現 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	242,500	506,800	749,300			
過 年 直 轄 災 害 復 旧 事 業	81,000	-	81,000			
現 年 直 轄 災 害 復 旧 事 業	21,800	-	21,800			
単独災害復旧事業	1,141,600	-	1,141,600			
児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業	123,800	-	123,800			
老 人 福 祉 施 設 整 備 事 業	390,300	-	390,300			
障 害 福 祉 施 設 整 備 事 業	3,866,600	-	3,866,600			
総 合 福 祉 会 館 整 備 事 業	12,200	-	12,200			
県庁舎等整備事業	772,800	-	772,800			
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業	726,200	-	726,200			
警察施設整備事業	1,850,600	-	1,850,600			

公園事業	638,800	-	638,800			
高校整備事業	4,128,800	-	4,128,800			
文化施設整備事業	328,100	-	328,100			
社会教育施設整備事業	81,100	-	81,100			
特別支援学校整備事業	888,700	-	888,700			
空港周辺整備事業	7,700	-	7,700			
地域鉄道設備等整備事業	37,900	-	37,900			
災害救助対策事業	48,300	-	48,300			
アクアワールド茨城県大洗水族館整備事業	206,100	-	206,100			
消防施設整備事業	15,000	-	15,000			
県立医療大学設備整備事業	158,900	-	158,900			
農業大学校施設整備事業	7,800	-	7,800			
農業総合センター施設整備事業	75,400	-	75,400			
原種苗センター整備事業	28,800	-	28,800			
産業技術イノベーションセンター施設整備事業	194,300	-	194,300			
繊維高分子研究所整備事業	26,400	-	26,400			
県民文化センター施設整備事業	87,800	-	87,800			
畜産センター施設整備事業	21,700	-	21,700			
養豚研究所施設整備事業	419,600	-	419,600			
家畜保健衛生所施設整備事業	50,400	-	50,400			
保健所施設整備事業	103,400	-	103,400			
いばらき予防医学プラザ整備事業	75,400	-	75,400			
公共処分場整備事業	257,800	-	257,800			
地域活性化事業	506,100	-	506,100			
防災対策事業	476,500	162,400	638,900			
合併特例事業	1,409,500	-	1,409,500			
地方道路等整備事業	2,204,400	-	2,204,400			
緊急防災・減災事業	2,124,900	30,000	2,154,900			
上水道事業出資金	951,000	-	951,000			40年以内 (据置期間を含む。)
臨時財政対策債	16,400,000	-	16,400,000			30年以内 (据置期間を含む。)
災害援護資金貸付	96,800	-	96,800	普通貸借	無利子	15年以内 (据置期間を含む。)
合計	87,118,700	3,331,200	90,449,900			

第119号議案

令和5年度 茨城県港湾事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度茨城県港湾事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の補正は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 債務負担行為補正

(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の管理運営に係る協定	茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の管理運営に係る協定を大洗町と締結する。	令和6年度	16,128千円

条例 ・ その他

第120号議案

茨城県公告式条例の一部を改正する条例

茨城県公告式条例（昭和35年茨城県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第16条の規定に基づく公告式に関して、」を「第16条第4項及び第5項の規定に基づき、条例の公布等に関し」に改める。

第2条第3項中「行なう」を「行う」に改め、同項ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第3条を削る。

第4条の見出しを「(規則の公布及び規程の公表)」に改め、同条第1項中「除くほか、」を「公布しようとするとき、又は」に、「公表」を「公布又は公表」に、「前文」を「前文、年月日」に、「記入して知事印をおさなければ」を「記入しなければ」に改め、同条第2項中「第2条第2項」を「前条第2項」に改め、「前項の」の次に「規則の公布又は」を加え、同条を第3条とする。

第5条第1項中「第2条の」を「前条の」に改め、「議会の会議規則、傍聴人取締規則その他」を削り、「規則で」を「規則及び規程で」に改め、同項ただし書中「ただし、第2条」を「この場合において、同条第1項」に、「知事」を「知事名」に、「当該機関」を「当該機関名」に改め、「者」の次に「の氏名」を加え、同条第2項を削り、同条を第4条とする。

第6条中「それぞれ」を削り、同条を第5条とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第121号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第9条の3第1項第1号中「308,600円」を「309,200円」に改め、同項第2号中「50,800円」を「51,100円」に改める。

第14条の10第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に改め、同条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第22条第2項中「100分の120」を「, 6月に支給する場合には100分の120, 12月に支給する場合には100分の125」に、「100分の100」を「6月に支給する場合には100分の100, 12月に支給する場合には100分の105」に、「100分の62.5」を「6月に支給する場合には100分の62.5, 12月に支給する場合には100分の67.5」に改め、同条第3項中「100分の67.5」との次に「, 「100分の125」とあるのは「100分の70」と」を、「100分の57.5」と」の次に「, 「100分の105」とあるのは「100分の60」と」を加える。

第22条の4第2項第1号ア中「加算した額に」の次に「, 6月に支給する場合には」を、「100分の120)」の次に「, 12月に支給する場合には100分の105(特定幹部職員にあつては, 100分の125)」を加え、同号イ中「100分の102.5」を「, 6月に支給する場合には100分の102.5, 12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「, 6月に支給する場合には」を、「100分の57.5)」の次に「, 12月に支給する場合には100分の50(特定幹部職員にあつては, 100分の60)」を加える。

別表第1から別表第7までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700

	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
定年	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
前再	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
任用	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
短時	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
間勤	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
務職	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
員以	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
外の	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
職員	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			

79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600	382,500		
95		296,200	344,100	382,900		
96		296,600	344,500	383,300		
97		296,800	344,700	383,600		
98		297,100	345,100	384,100		
99		297,500	345,500	384,500		
100		297,900	345,800	384,900		
101		298,100	346,100	385,200		
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			
108		300,300	349,000			
109		300,500	349,500			
110		300,900	349,900			
111		301,300	350,200			
112		301,600	350,500			
113		301,800	351,000			
114		302,000				
115		302,300				
116		302,700				
117		302,900				
118		303,100				
119		303,400				
120		303,700				

	121		304,100							
	122		304,300							
	123		304,600							
	124		304,900							
	125		305,200							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第24条及び第24条の2並びに付則第4項に規定する職員を除く。

別表第2（第5条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000

	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900
	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600
	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100	
	49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600	
	50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900	
	51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200	
	52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600	
	53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000	
	54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200	
	55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500	
	56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700	
	57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100	
	58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300	
	59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500	
	60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700	
	61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100	
	62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600		
	63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900		
	64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200		
	65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500		
	66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800		
	67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100		
	68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400		
定年	69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600		
前再	70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900		
任用	71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200		
	72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400		
短時	73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600		
間勤	74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900		
務職	75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200		
員以	76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500		
外の	77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700		
	78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000		

職員	79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300
	80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600
	81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800
	82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100
	83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400
	84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700
	85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900
	86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600	
	87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900	
	88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100	
	89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300	
	90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600	
	91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900	
	92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100	
	93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300	
	94	302,300	325,900	351,900	385,300	417,200		
	95	303,400	327,200	353,400	385,900	417,600		
	96	304,700	328,500	354,800	386,400	418,000		
	97	305,800	329,700	356,100	386,800	418,300		
	98	307,000	331,000	357,300	387,200	418,700		
99	308,200	332,200	358,400	387,800	419,100			
100	309,400	333,400	359,600	388,300	419,500			
101	310,500	334,800	360,700	388,700	419,800			
102	311,500	335,700	361,800	389,200				
103	312,500	336,700	362,900	389,800				
104	313,500	337,800	364,000	390,300				
105	314,300	338,900	365,200	390,600				
106	314,900	340,000	365,700	391,000				
107	315,500	341,000	366,300	391,500				
108	316,100	342,000	366,900	391,800				
109	316,600	343,200	367,500	392,100				
110	317,100	344,200	368,000	392,600				
111	317,500	345,200	368,500	393,100				
112	318,000	346,100	369,000	393,600				
113	318,800	347,000	369,400	393,900				
114	319,500	347,900	369,800	394,400				
115	320,200	348,900	370,400	394,900				
116	320,800	349,900	370,900	395,400				
117	321,400	350,900	371,300	395,700				
118	322,200	351,300	371,800	396,200				
119	322,900	351,900	372,400	396,700				
120	323,700	352,500	372,900	397,200				

	121	324,300	352,800	373,100	397,600					
	122	324,600	353,200	373,600	398,100					
	123	325,100	353,700	374,100	398,500					
	124	325,600	354,100	374,500	399,000					
	125	325,900	354,500	375,000	399,400					
	126		354,900	375,500						
	127		355,400	376,000						
	128		355,800	376,500						
	129		356,200	376,800						
	130			377,300						
	131			377,800						
	132			378,300						
	133			378,600						
	134			379,100						
	135			379,500						
	136			379,900						
	137			380,200						
	138			380,700						
	139			381,200						
	140			381,700						
	141			382,000						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900

備考

- 1 この表は、警察官である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 3級の5号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、230,400円とする。

別表第3（第5条関係）

海事職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	193,900	246,100	287,500	332,200	365,600	420,700
	2	196,300	248,300	288,900	334,100	367,700	423,000
	3	198,900	250,200	290,300	336,100	369,800	425,300
	4	201,300	252,000	291,700	338,100	371,900	427,500
	5	203,700	254,000	292,800	340,100	373,500	429,700
	6	206,200	255,600	294,100	341,600	376,300	432,000
	7	208,700	257,200	295,400	343,000	379,100	434,300
	8	211,400	259,000	296,700	344,400	381,900	436,500
	9	213,800	260,900	297,700	345,400	384,500	438,200
	10	216,200	262,700	299,800	347,100	386,900	440,300
	11	218,600	264,400	301,900	349,100	389,200	442,400
	12	221,200	265,900	303,900	351,100	391,400	444,400
	13	223,600	267,500	306,000	352,600	393,800	446,100
	14	226,100	269,300	308,400	354,600	396,500	448,300
	15	228,800	271,000	310,600	356,700	399,100	450,400
	16	231,300	272,700	312,800	358,800	401,600	452,600
	17	233,600	274,200	315,000	360,800	404,100	454,700
	18	235,800	275,700	317,200	363,000	406,100	456,900
	19	238,000	277,300	319,300	365,100	407,800	459,100
	20	240,200	278,700	321,200	367,300	409,400	461,300
	21	242,000	280,000	323,000	369,400	410,900	463,300
	22	243,600	281,100	323,900	371,200	412,500	465,100
	23	245,100	282,200	324,700	372,600	414,300	466,800
	24	246,400	283,200	325,600	374,100	416,100	468,400
	25	247,900	284,200	326,500	375,900	417,600	469,800
	26	248,900	285,600	327,600	378,200	419,100	471,000
	27	249,800	286,900	328,600	380,500	420,700	472,200
	28	250,700	288,000	329,800	382,600	422,200	473,300
	29	252,000	289,100	330,800	384,300	423,200	474,300
	30	252,600	290,300	332,000	386,200	424,800	475,300
	31	253,400	291,600	333,400	388,100	426,300	476,300
	32	254,200	292,600	334,800	389,900	427,900	477,300
	33	255,300	293,300	336,000	391,600	429,400	477,600
	34	256,100	294,700	337,100	393,100	430,700	478,600
	35	256,900	295,700	338,100	394,700	431,900	479,500
	36	257,500	296,800	339,500	396,400	433,100	480,400

	37	258,000	297,600	340,900	397,900	434,100	481,300
	38	258,400	298,300	341,900	399,200	435,100	482,200
	39	258,900	299,000	343,000	400,600	436,000	483,100
	40	259,400	299,700	344,100	401,900	436,900	484,000
	41	259,900	300,300	344,900	402,400	437,300	484,800
	42	260,300	300,800	345,900	403,700	437,900	485,500
	43	260,700	301,300	347,000	404,900	438,500	486,200
	44	261,100	301,800	348,100	406,200	439,200	486,900
	45	261,700	302,300	349,200	407,600	439,700	487,400
	46	262,300	303,000	350,400	409,000	440,000	488,000
	47	262,800	303,900	351,600	410,300	440,500	488,600
	48	263,200	304,800	352,800	411,600	441,000	489,200
定年	49	263,600	305,800	353,600	412,800	441,300	489,500
前再	50	263,900	306,700	354,800	413,700	441,900	490,100
任用	51	264,200	307,500	356,100	414,600	442,500	490,800
	52	264,400	308,300	357,400	415,300	443,100	491,300
短時	53	264,600	309,000	358,700	415,500	443,700	491,800
間勤	54	264,900	309,700	360,000	415,900	444,400	492,500
務職	55	265,200	310,400	361,300	416,300	445,000	492,800
員以	56	265,400	311,100	362,400	416,800	445,600	493,400
外の	57	265,600	311,900	363,000	417,100	445,900	493,900
職員	58	265,900	312,800	364,200	417,300	446,600	
	59	266,200	313,600	365,300	417,700	447,300	
	60	266,400	314,200	366,600	418,100	448,000	
	61	266,600	314,700	367,700	418,400	448,400	
	62	266,900	315,100	368,300	418,900	448,700	
	63	267,200	315,500	368,800	419,500	449,000	
	64	267,400	315,900	369,300	420,000	449,300	
	65	267,600	316,200	369,600	420,600	449,500	
	66	267,800	316,700	370,000	421,200	449,800	
	67	268,000	317,200	370,400	421,700	450,100	
	68	268,300	317,700	370,800	422,200	450,400	
	69	268,600	318,300	371,000	422,800	450,600	
	70			371,300	423,300	450,900	
	71			371,700	423,900	451,200	
	72			372,000	424,500	451,400	
	73			372,400	425,000	451,600	
	74			372,600	425,600		
	75			373,000	426,100		
	76			373,300	426,700		
	77			373,600	427,200		
	78			374,100	427,800		

79			374,600	428,500		
80			375,000	429,100		
81			375,400	429,400		
82			375,800	430,000		
83			376,300	430,600		
84			376,800	431,200		
85			377,200	431,600		
86			377,700	432,100		
87			378,100	432,800		
88			378,500	433,500		
89			379,000	433,700		
90			379,500			
91			380,000			
92			380,500			
93			380,800			
94			381,200			
95			381,700			
96			382,100			
97			382,600			
98			382,900			
99			383,400			
100			383,800			
101			384,400			
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基 準 給料月額					
	円	円	円	円	円	円
	221,300	251,300	280,700	321,500	350,400	397,000

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長，航海士，機関長，機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第5条関係）

教育職給料表

1 教育職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	233,100	290,700	335,600	410,200
	2	235,400	293,300	338,500	412,500
	3	237,600	295,700	341,500	414,600
	4	239,600	298,000	344,500	416,700
	5	241,700	300,300	347,400	418,600
	6	243,400	302,600	349,800	421,000
	7	245,100	304,700	352,300	423,200
	8	246,900	306,900	354,700	425,500
	9	249,000	309,200	357,200	427,200
	10	251,300	311,600	359,800	429,700
	11	253,600	314,000	362,400	431,900
	12	255,600	316,400	365,200	434,100
	13	257,700	318,700	367,800	435,500
	14	260,100	320,700	369,500	437,700
	15	262,400	322,700	371,700	439,900
	16	264,700	324,400	373,900	442,200
	17	266,600	326,400	375,600	444,300
	18	269,400	328,200	377,600	446,600
	19	272,200	330,000	379,600	448,800
	20	274,900	331,700	381,400	451,100
	21	277,600	333,100	383,200	453,100
	22	280,200	335,500	384,700	455,400
	23	282,700	337,600	385,900	457,800
	24	285,100	339,800	387,100	460,100
	25	287,500	341,600	388,200	462,100
	26	290,000	343,500	389,900	464,200
	27	292,400	345,600	391,600	466,300
	28	294,900	347,700	393,300	468,400
	29	297,300	349,600	395,000	470,400
	30	299,600	351,500	396,600	472,700
	31	301,800	353,300	398,000	474,900
	32	304,000	355,000	399,300	476,800
	33	306,200	356,900	400,900	478,700
	34	308,400	358,500	402,500	480,800
	35	310,900	360,000	404,000	483,000
	36	313,100	361,400	405,700	485,000

	37	315,400	362,800	406,800	487,100
	38	316,700	364,800	408,300	489,100
	39	318,300	366,700	409,800	491,000
	40	319,700	368,400	411,000	492,900
	41	321,100	370,100	411,900	494,900
	42	321,500	371,900	413,500	496,800
	43	321,900	373,500	415,000	498,500
	44	322,300	374,900	416,600	500,400
	45	322,900	376,600	417,900	502,300
	46	323,400	378,300	419,400	504,100
	47	324,200	379,800	420,800	505,900
	48	325,000	381,300	422,300	507,700
	49	325,600	382,800	423,600	509,400
	50	326,300	384,400	424,800	511,100
	51	327,000	385,900	426,100	512,900
	52	327,700	387,500	427,300	514,800
	53	328,700	388,600	428,000	516,300
	54	329,400	390,100	428,900	517,900
	55	329,800	391,500	429,800	519,600
	56	330,400	393,100	430,700	521,200
	57	330,800	394,400	431,500	522,800
	58	331,500	395,800	432,400	524,100
	59	332,200	397,100	433,300	525,400
	60	332,800	398,400	434,100	526,600
定年	61	333,500	399,600	434,800	527,800
前再	62	334,400	401,000	435,700	528,800
任用	63	335,300	402,400	436,700	529,800
	64	336,100	403,800	437,600	530,800
短時	65	336,800	404,800	438,500	531,400
間勤	66	337,800	405,900	439,400	532,300
務職	67	338,500	406,900	440,400	533,200
員以	68	339,500	408,000	441,300	534,100
外の	69	340,100	408,900	442,300	535,000
職員	70	341,000	409,700	443,300	535,800
	71	341,900	410,500	444,200	536,500
	72	342,800	411,200	445,200	537,000
	73	343,100	411,900	446,200	537,700
	74	344,100	412,800	447,100	538,200
	75	345,100	413,600	448,000	539,000
	76	346,100	414,300	449,000	539,600
	77	347,100	414,900	449,800	540,100

78	348,000	415,300	450,300
79	348,900	415,600	451,000
80	349,800	415,900	451,600
81	350,700	416,200	452,400
82	351,600	416,500	453,100
83	352,500	416,700	453,400
84	353,400	417,000	454,000
85	354,000	417,200	454,400
86	354,600	417,500	454,700
87	355,200	417,800	455,000
88	355,800	418,100	455,300
89	356,300	418,300	455,600
90	356,700	418,600	
91	357,100	418,900	
92	357,500	419,200	
93	357,900	419,400	
94	358,300	419,700	
95	358,800	420,000	
96	359,200	420,300	
97	359,800	420,500	
98	360,300	420,800	
99	360,700	421,100	
100	361,200	421,300	
101	361,600	421,500	
102	362,100	421,800	
103	362,400	422,100	
104	362,800	422,300	
105	363,300	422,500	
106	363,700		
107	364,200		
108	364,700		
109	365,100		
110	365,600		
111	366,100		
112	366,500		
113	366,900		
114	367,300		
115	367,800		
116	368,200		
117	368,600		
118	369,000		
119	369,500		

	120	369,900			
	121	370,200			
	122	370,600			
	123	371,100			
	124	371,400			
	125	371,800			
	126	372,300			
	127	372,800			
	128	373,200			
	129	373,600			
	特				968,000
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		283,800	294,800	316,800	401,000

備考

- 1 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の4級の特号給は、大学の学長のみ適用する。

2 教育職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	349,600	402,200	

	39	242,100	293,800	351,500	403,600
	40	243,600	295,500	353,400	405,000
	41	245,000	296,800	355,300	406,600
	42	246,300	298,800	357,200	408,000
	43	247,500	300,700	359,100	409,300
	44	248,600	302,700	361,000	410,700
	45	249,700	304,700	362,800	412,100
	46	250,900	306,800	364,700	413,400
	47	252,100	309,000	366,600	414,900
	48	253,100	311,200	368,500	416,400
	49	254,200	313,300	370,100	418,000
	50	255,500	315,600	371,900	419,400
	51	256,700	317,800	373,800	421,000
	52	258,000	319,900	375,800	422,500
	53	259,100	322,000	377,600	424,200
	54	260,300	323,500	379,400	425,700
	55	261,600	325,000	381,100	427,300
	56	262,600	326,500	382,700	428,900
	57	263,700	328,200	384,200	430,400
	58	264,400	330,200	385,800	431,900
	59	265,400	332,200	387,400	433,100
	60	266,400	334,100	389,000	434,300
	61	267,300	335,900	390,200	435,500
	62	268,100	337,900	391,600	436,800
	63	268,900	339,900	393,000	438,100
	64	269,700	341,800	394,300	439,300
	65	270,800	343,500	395,500	440,500
	66	272,100	345,500	396,700	441,700
	67	273,400	347,500	398,000	442,900
	68	274,700	349,500	399,300	444,100
	69	275,900	351,300	400,600	445,300
	70	277,100	353,200	401,900	446,500
	71	278,300	355,100	403,300	447,700
	72	279,500	357,000	404,500	448,900
定年	73	280,500	358,600	405,700	450,000
前再	74	281,500	360,500	407,100	450,600
任用	75	282,500	362,300	408,500	451,100
	76	283,400	364,200	409,800	451,600
短時	77	284,300	366,000	411,000	452,100
間勤	78	285,200	367,700	412,200	
務職	79	286,100	369,300	413,500	
	80	287,000	370,900	414,900	

員以 外の 職員	81	287,800	372,300	416,200
	82	288,900	373,800	417,400
	83	289,900	375,200	418,400
	84	290,900	376,500	419,600
	85	291,900	377,600	420,800
	86	292,900	379,000	422,000
	87	293,900	380,400	423,200
	88	294,900	381,700	424,200
	89	296,000	382,900	425,300
	90	297,100	384,200	426,300
	91	298,200	385,300	427,300
	92	299,200	386,500	428,300
	93	299,700	387,700	429,200
	94	300,700	388,800	430,000
	95	301,800	390,000	430,800
	96	303,000	391,200	431,600
	97	304,000	392,600	432,400
	98	305,100	393,600	432,800
	99	306,100	394,600	433,200
	100	307,100	395,600	433,600
	101	307,900	396,500	434,000
102	309,000	397,500	434,300	
103	310,000	398,600	434,600	
104	311,000	399,700	434,800	
105	311,600	400,400	435,100	
106	312,500	401,300	435,400	
107	313,300	402,200	435,700	
108	314,100	403,100	435,900	
109	314,800	403,900	436,100	
110	315,200	404,800	436,400	
111	315,600	405,600	436,700	
112	316,100	406,400	436,900	
113	316,600	407,000	437,100	
114	317,000	407,700	437,400	
115	317,500	408,400	437,700	
116	317,900	409,100	437,900	
117	318,400	409,700	438,100	
118	318,900	410,200		
119	319,300	410,600		
120	319,800	411,000		
121	320,300	411,300		

122	320,700	411,600			
123	321,200	411,900			
124	321,700	412,100			
125	322,300	412,300			
126	322,600	412,600			
127	322,900	412,900			
128	323,200	413,100			
129	323,400	413,300			
130	323,700	413,600			
131	324,000	413,900			
132	324,300	414,100			
133	324,500	414,300			
134	324,700	414,600			
135	324,900	414,900			
136	325,200	415,100			
137	325,500	415,300			
138	325,700	415,600			
139	326,000	415,900			
140	326,300	416,100			
141	326,500	416,300			
142	326,700	416,600			
143	327,000	416,900			
144	327,200	417,100			
145	327,500	417,300			
146	327,700				
147	328,000				
148	328,300				
149	328,500				
150	328,700				
151	329,000				
152	329,300				
153	329,500				
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	235,000	275,300	304,000	332,200	416,600

備考

- この表は、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

3 教育職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	

	39	241,300	268,900	351,000	373,800
	40	242,700	271,000	352,600	375,200
	41	244,000	273,300	354,100	376,300
	42	245,300	275,600	355,800	377,700
	43	246,500	277,800	357,400	379,100
	44	247,800	279,900	359,000	380,600
	45	249,100	282,000	360,700	382,000
	46	250,400	284,200	362,400	383,600
	47	251,600	286,300	363,700	385,100
	48	252,700	288,200	365,100	386,600
	49	253,800	290,300	366,300	387,900
	50	255,100	292,000	367,800	389,400
	51	256,400	293,800	369,400	390,800
	52	257,400	295,500	370,900	392,100
	53	258,500	296,800	372,300	393,300
	54	259,900	298,800	373,800	394,600
	55	260,900	300,700	375,300	395,700
	56	261,900	302,700	376,700	396,800
	57	262,900	304,700	378,100	398,000
	58	263,900	306,800	379,500	399,200
	59	264,900	309,000	380,800	400,400
	60	265,900	311,200	382,100	401,600
	61	266,800	313,300	383,000	402,700
	62	267,500	315,600	384,200	403,700
	63	268,200	317,800	385,300	405,000
	64	268,800	319,900	386,400	406,200
	65	269,500	322,000	387,200	407,400
	66	270,700	323,500	388,300	408,500
	67	271,800	325,000	389,300	409,600
	68	272,900	326,500	390,300	410,700
	69	274,200	328,200	391,400	411,700
	70	275,600	330,200	392,400	412,900
	71	276,800	332,200	393,500	414,100
	72	278,000	334,100	394,600	415,300
	73	278,800	335,900	395,600	415,900
	74	279,700	337,900	396,700	416,700
	75	280,700	339,800	397,800	417,400
	76	281,700	341,700	398,800	417,900
定年	77	282,600	343,400	399,700	418,200
前再	78	283,600	345,200	400,600	418,600
任用	79	284,700	346,900	401,600	419,000
	80	285,500	348,600	402,600	419,400
短時	81	286,300	350,400	403,400	419,700
	82	287,100	352,100	404,200	420,100

間勤 務職 員以 外の 職員	83	287,900	353,500	404,900	420,500
	84	288,700	355,100	405,700	420,800
	85	289,600	356,300	406,400	421,100
	86	290,400	357,900	407,200	421,500
	87	291,100	359,400	407,900	421,900
	88	291,900	360,900	408,600	422,200
	89	292,800	362,200	409,200	422,500
	90	293,700	363,500	409,900	422,800
	91	294,600	364,800	410,400	423,100
	92	295,300	366,200	411,100	423,300
	93	295,600	367,600	411,500	423,500
	94	296,300	368,900	411,900	
	95	297,000	370,100	412,200	
	96	297,700	371,200	412,500	
	97	298,400	372,200	412,700	
	98	299,200	373,200	413,000	
	99	300,000	374,200	413,300	
	100	300,700	375,100	413,500	
	101	301,400	375,900	413,700	
	102	301,800	376,900	414,000	
	103	302,200	377,800	414,300	
	104	302,600	378,700	414,500	
	105	302,800	379,500	414,700	
	106	303,100	380,400	415,000	
	107	303,400	381,300	415,300	
	108	303,600	382,200	415,500	
109	303,800	383,000	415,700		
110	304,000	384,000	416,000		
111	304,300	384,900	416,300		
112	304,600	385,800	416,500		
113	304,800	386,400	416,700		
114	305,000	387,300	417,000		
115	305,200	388,200	417,300		
116	305,500	389,100	417,500		
117	305,800	389,900	417,700		
118	306,000	390,600			
119	306,300	391,400			
120	306,600	392,200			
121	306,800	392,800			
122	307,000	393,600			
123	307,200	394,300			
124	307,500	395,000			
125	307,800	395,600			
126		396,300			

127			396,800			
128			397,400			
129			398,100			
130			398,700			
131			399,200			
132			399,700			
133			400,000			
134			400,300			
135			400,600			
136			400,900			
137			401,200			
138			401,500			
139			401,800			
140			402,100			
141			402,400			
142			402,700			
143			403,000			
144			403,300			
145			403,500			
146			403,800			
147			404,100			
148			404,300			
149			404,500			
150			404,800			
151			405,100			
152			405,300			
153			405,500			
154			405,800			
155			406,100			
156			406,300			
157			406,500			
定年前再 任用 短時間勤 務職員	基 準 給料月額					
	円	円	円	円	円	円
	226,200	272,100	299,100	325,500	406,600	

備考

- この表は、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5（第5条関係）

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700

	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500
	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
	44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400
	45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
	49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
	50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700
	51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
	53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
	55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
	56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
定年	57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
前再	58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
任用	59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
	60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
短時	61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
間勤	62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
務職	63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
員以	64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
外の	65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
職員	66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
	67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
	68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
	69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
	70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
	71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
	72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
	73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
	74	268,600	320,600	389,700		
	75	269,600	321,700	390,300		
	76	270,600	322,700	391,000		
	77	271,600	323,800	391,700		
	78	272,600	324,800	392,300		

79	273,600	325,700	392,900
80	274,500	326,600	393,500
81	275,500	327,500	394,100
82	276,600	328,300	394,700
83	277,700	329,000	395,300
84	278,600	329,600	395,900
85	279,500	330,100	396,400
86	280,400	330,600	396,900
87	281,300	331,100	397,400
88	282,000	331,500	398,100
89	282,800	331,800	398,500
90	283,900	332,300	
91	284,900	332,800	
92	285,900	333,200	
93	286,800	333,500	
94	287,700	333,900	
95	288,700	334,300	
96	289,600	334,700	
97	289,900	335,200	
98	290,800	335,700	
99	291,500	336,200	
100	292,400	336,700	
101	293,300	337,200	
102	293,900	337,700	
103	294,600	338,200	
104	295,300	338,700	
105	295,800	339,100	
106	296,300	339,500	
107	296,800	340,000	
108	297,200	340,400	
109	297,400	340,900	
110	297,800	341,300	
111	298,100	341,800	
112	298,300	342,200	
113	298,600	342,700	
114	298,900	343,100	
115	299,200	343,600	
116	299,500	344,000	
117	299,800	344,500	
118	300,100	344,900	
119	300,300	345,300	
120	300,600	345,700	

	121	300,900	346,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		218,500	259,700	284,500	327,000	385,700

備考 この表は、試験所、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6（第5条関係）

医療職給料表

1 医療職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100

	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
定年	46	382,200	447,800	500,600	556,100
前再	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
任用	49	385,600	452,800	505,600	559,100
短時	50	386,400	454,500	506,900	560,000
間勤	51	387,200	456,200	508,200	560,900
務職	52	387,700	457,900	509,500	561,800
員以	53	388,500	459,800	510,500	562,600
外の	54	389,300	461,000	511,800	563,500
職員	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
	63	395,000	469,300	520,400	571,400
	64	395,400	469,900	521,200	572,300
	65	395,700	470,600	522,100	573,200
	66		471,300	523,000	
	67		471,900	523,700	
	68		472,500	524,600	
	69		472,800	525,500	
	70		473,400	526,300	
	71		474,100	527,200	
	72		474,800	528,100	
	73		475,200	528,900	
	74		475,800	529,800	
	75		476,500	530,700	
	76		477,200	531,400	
	77		477,600	532,200	

	78		478,200	533,100	
	79		478,800	534,000	
	80		479,300	534,900	
	81		479,900	535,700	
	82		480,400	536,600	
	83		480,900	537,500	
	84		481,400	538,400	
	85		481,800	539,200	
	86		482,400	540,100	
	87		482,800	541,000	
	88		483,300	541,900	
	89		483,800	542,700	
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		
	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		297,300	339,700	394,300	467,400

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200

	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
定年	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
前再	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
任用	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
短時	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
間勤	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
務職	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
員以	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
外の	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
職員	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	407,500	
	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	407,800	
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	408,100	
	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	408,300	
	70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100	408,600	
	71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600	408,900	
	72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100	409,200	
	73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700	409,400	
	74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200		
	75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800		
	76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400		
	77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900		
	78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400		
	79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900		
	80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400		

81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700		
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200		
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600		
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000		
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400		
86		290,700	326,500	347,300			
87		290,900	326,700	347,600			
88		291,100	327,000	347,900			
89		291,500	327,400	348,300			
90		291,700	327,800	348,600			
91		291,900	328,200	349,000			
92		292,100	328,600	349,300			
93		292,500	328,900	349,700			
94		292,700	329,100	350,000			
95		292,900	329,500	350,300			
96		293,200	329,800	350,600			
97		293,500	330,000	350,900			
98		293,700	330,300	351,300			
99		293,900	330,600	351,700			
100		294,200	330,900	352,100			
101		294,500	331,100	352,600			
102		294,700	331,400	353,000			
103		294,900	331,800	353,400			
104		295,200	332,000	353,800			
105		295,500	332,200	354,300			
106			332,400				
107			332,800				
108			333,000				
109			333,200				
110			333,600				
111			334,000				
112			334,400				
113			334,600				
定年前再 任用 短時間勤 務職員	基 準 給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

3 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200

39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		

定年	81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800
前再	82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300
任用	83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700
	84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000
短時	85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300
間勤	86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800
務職	87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300
員以	88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700
外の	89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
職員	90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
	91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
	92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
	93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
	94	283,800	316,500	349,400	367,500	394,100
	95	284,700	317,200	350,100	367,900	394,600
	96	285,600	317,800	350,700	368,200	395,000
	97	286,200	318,300	351,100	368,800	395,400
	98	286,800	318,600	351,500	369,300	395,800
	99	287,400	319,200	352,000	369,800	396,300
	100	288,300	319,800	352,400	370,300	396,700
	101	289,100	320,200	352,900	370,900	397,100
	102	289,900	320,800	353,300	371,400	
	103	290,700	321,400	353,800	371,900	
	104	291,500	321,900	354,200	372,300	
	105	292,100	322,300	354,500	372,900	
	106	292,600	322,800	355,000	373,400	
	107	293,100	323,300	355,400	373,900	
	108	293,500	323,800	355,700	374,400	
	109	293,700	324,200	356,200	375,000	
	110	294,000	324,600	356,700	375,400	
	111	294,200	324,900	357,200	375,900	
	112	294,500	325,200	357,700	376,400	
	113	294,800	325,500	358,200	377,000	
	114	295,000	325,900	358,700		
	115	295,300	326,300	359,200		
	116	295,500	326,600	359,600		
	117	295,800	326,800	360,000		
	118	296,100	327,100	360,400		
	119	296,400	327,500	360,900		
	120	296,700	327,700	361,400		
	121	297,000	327,900	361,800		

122	297,400	328,200	362,300
123	297,700	328,500	362,800
124	298,100	328,800	363,300
125	298,300	329,000	363,600
126	298,500	329,300	
127	298,800	329,700	
128	299,200	329,900	
129	299,400	330,100	
130	299,700	330,300	
131	300,100	330,700	
132	300,500	330,900	
133	300,700	331,200	
134	301,000	331,600	
135	301,400	332,000	
136	301,700	332,400	
137	301,900	332,700	
138	302,200	333,100	
139	302,600	333,500	
140	302,900	333,900	
141	303,100	334,200	
142	303,500	334,600	
143	303,900	334,900	
144	304,200	335,300	
145	304,400	335,600	
146	304,600	336,000	
147	304,900	336,400	
148	305,300	336,800	
149	305,500	337,100	
150	305,700	337,500	
151	306,000	337,900	
152	306,300	338,300	
153	306,700	338,600	
154	306,900		
155	307,100		
156	307,400		
157	307,700		
158	308,000		
159	308,300		
160	308,600		
161	309,000		
162	309,300		
163	309,600		

	164	309,900						
	165	310,300						
	166	310,600						
	167	310,900						
	168	311,200						
	169	311,600						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第7（第5条関係）

福祉職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	176,900	223,400	264,400	284,900	323,100
	2	178,100	225,100	265,900	286,300	325,300
	3	179,300	226,900	267,300	287,800	327,500
	4	180,500	228,600	268,700	289,100	329,500
	5	181,400	230,300	269,600	290,500	331,500
	6	182,900	232,000	270,800	292,200	333,500
	7	184,300	233,700	272,100	294,000	335,400
	8	185,700	235,000	273,400	295,800	337,300
	9	186,800	236,700	274,400	297,500	339,200
	10	188,200	238,200	275,500	299,400	341,200
	11	189,600	239,500	276,700	301,400	343,200
	12	191,000	240,700	277,600	303,200	345,200
	13	192,400	242,000	278,500	304,400	347,000
	14	193,700	243,300	279,700	306,500	349,000
	15	195,100	244,600	281,000	308,500	350,900
	16	196,400	245,800	282,300	310,400	352,800
	17	197,800	247,000	283,600	312,300	354,500
	18	199,100	248,200	285,200	314,000	356,500
	19	200,400	249,300	286,800	315,600	358,300
	20	201,500	250,300	288,200	317,300	360,200
	21	202,500	251,000	289,400	319,000	362,100
	22	204,100	252,100	291,100	321,100	364,000
	23	205,700	253,300	292,400	323,100	365,900
	24	207,100	254,400	293,900	324,900	367,800
	25	208,700	255,600	295,600	326,800	369,700
	26	210,100	257,200	296,900	328,700	371,600
	27	211,500	258,700	298,400	330,500	373,500
	28	212,900	260,200	299,900	332,300	375,400
	29	214,600	261,600	300,900	334,100	376,900
	30	215,800	262,800	302,100	336,100	378,700
	31	217,200	263,900	303,500	338,000	380,500
	32	218,300	265,200	304,700	339,900	382,100
	33	219,400	266,300	305,900	341,500	383,800
	34	220,700	267,300	307,400	343,400	385,200
	35	221,900	268,500	308,700	345,100	386,600
	36	222,900	269,500	310,100	346,800	388,000

	37	223,900	270,500	311,600	348,000	389,400
	38	225,000	271,700	313,000	349,900	390,600
	39	226,100	272,700	314,400	351,800	391,800
	40	227,100	273,800	315,900	353,600	392,800
	41	228,000	274,900	317,200	355,500	393,900
	42	228,700	276,200	318,700	357,300	395,100
	43	229,500	277,700	320,200	359,000	396,200
	44	230,300	279,000	321,500	360,700	397,300
	45	231,000	280,400	322,500	362,400	398,000
	46	231,800	281,800	323,700	363,800	398,700
	47	232,700	283,200	324,900	365,200	399,400
	48	233,400	284,600	326,100	366,600	400,100
	49	234,000	286,000	327,100	367,600	400,700
	50	234,900	287,200	328,100	368,700	401,300
	51	235,900	288,400	328,900	369,700	401,800
	52	236,600	289,700	329,900	370,800	402,200
	53	237,000	290,700	330,600	371,500	402,600
	54	238,000	291,800	331,300	372,100	402,900
	55	238,600	292,900	332,000	372,800	403,200
	56	239,200	293,900	332,800	373,600	403,500
	57	239,900	295,100	333,400	374,400	403,800
	58	240,600	296,400	333,900	375,200	404,100
	59	241,300	297,700	334,500	376,000	404,400
	60	241,900	299,000	335,000	376,700	404,700
	61	242,500	300,100	335,400	377,500	405,000
	62	243,000	301,500	335,600	378,200	405,300
	63	243,500	302,700	336,100	378,900	405,600
	64	244,000	304,100	336,600	379,500	405,900
	65	244,600	305,200	336,900	379,800	406,200
	66	245,400	306,400	337,300	380,400	406,500
	67	246,300	307,500	337,800	381,000	406,800
	68	247,000	308,600	338,200	381,700	407,100
	69	247,900	309,300	338,700	382,100	407,300
	70	248,800	310,400	339,200	382,800	407,600
	71	249,600	311,600	339,600	383,400	407,900
	72	250,200	312,800	340,100	384,000	408,100
定年	73	250,800	314,100	340,300	384,400	408,300
前再	74	251,700	314,800	340,800	385,000	408,600
任用	75	252,500	315,400	341,300	385,600	408,900
	76	253,200	316,000	341,700	386,200	409,100
短時	77	253,900	316,700	342,000	386,600	409,300
間勤	78	254,800	317,400	342,400	387,100	

務職 員以 外の 職員	79	255,700	318,000	342,900	387,600
	80	256,300	318,600	343,300	388,200
	81	257,000	318,900	343,500	388,700
	82	257,500	319,200	343,800	389,100
	83	258,100	319,800	344,300	389,500
	84	258,700	320,100	344,700	389,900
	85	259,300	320,400	345,000	390,100
	86	260,100	320,700	345,300	390,300
	87	260,800	321,000	345,800	390,600
	88	261,500	321,300	346,200	390,900
	89	262,000	321,700	346,500	391,100
	90	262,800	322,100	346,900	391,400
	91	263,600	322,400	347,300	391,700
	92	264,300	322,600	347,500	391,900
	93	264,700	323,100	347,800	392,100
	94	265,200	323,500		
	95	265,700	323,700		
	96	266,400	324,100		
	97	267,100	324,500		
	98	267,800	324,900		
99	268,500	325,300			
100	269,200	325,600			
101	269,600	325,800			
102	270,100	326,100			
103	270,500	326,400			
104	270,900	326,700			
105	271,100	327,100			
106	271,300	327,300			
107	271,600	327,600			
108	271,900	328,000			
109	272,200	328,400			
110	272,500	328,700			
111	272,800	329,100			
112	273,000	329,400			
113	273,300	329,700			
114	273,600	330,100			
115	273,900	330,400			
116	274,300	330,600			
117	274,600	330,800			
118	274,900	331,100			
119	275,300	331,500			
120	275,700	331,900			

121	275,900	332,100			
122	276,100				
123	276,500				
124	276,800				
125	277,000				
126	277,300				
127	277,700				
128	278,100				
129	278,300				
130	278,700				
131	279,100				
132	279,400				
133	279,600				
134	279,900				
135	280,300				
136	280,600				
137	280,800				
138	281,100				
139	281,400				
140	281,700				
141	281,900				
142	282,100				
143	282,300				
144	282,600				
145	283,000				
146	283,200				
147	283,500				
148	283,800				
149	284,100				
150	284,300				
151	284,600				
152	284,800				
153	285,100				
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	202,500	242,000	256,300	289,400	316,200

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「, 6月に支給する場合には100分の120, 12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に、「6月に支給する場合には100分の100, 12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に、「6月に支給する場合には100分の62.5, 12月に支給する場合には100分の67.5」を「100分の65」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の67.5」を「100分の68.75」に、「100分の125」を「100分の102.5」に、「100分の70」を「100分の58.75」に改め、「, 100分の100」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とを削る。

第22条の4第2項第1号ア中「, 6月に支給する場合には100分の100」を「100分の102.5」に、「100分の120」, 12月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあつては, 100分の125）を「100分の122.5」に改め、同号イ中「, 6月に支給する場合には100分の102.5, 12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「, 6月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の48.75」に、「100分の57.5」, 12月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあつては, 100分の60）を「100分の58.75」に改める。

第24条第1項中「及び期末手当」を「, 期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第2項中「期末手当」の次に「, 勤勉手当」を加える。

（特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年茨城県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の165」と」の次に「, 100分の125」とあるのは「100分の175」と」を加える。

第4条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」を「100分の170」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「398,000」を「402,000」に、「456,000」を「461,000」に、「516,000」を「522,000」に、「596,000」を「603,000」に、「693,000」を「701,000」に、「791,000」を「800,000」に改め、同条第2項の表中「332,000」を「336,000」に、「367,000」を「371,000」に、「394,000」を「398,000」に改める。

第6条第2項中「100分の165」と」の次に「, 100分の125」とあるのは「100分の175」と」を加える。

第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」を「100分の170」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第7条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年茨城県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「376,000」を「380,000」に、「422,000」を「427,000」に、「472,000」を「477,000」に、「533,000」を「539,000」に、「608,000」を「615,000」に、「710,000」を「718,000」に、「830,000」を「839,000」に改める。

第9条第2項中「100分の165」と」の次に「, 100分の125」とあるのは「100分の175」と」を加える。

第8条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」を「100分の170」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和6年4月1日から

施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定（第3条第1項及び第14条の10の改正規定を除く。）、第3条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の特別職給与等条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例、改正後の特別職給与等条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例、第5条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例又は第7条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の特別職給与等条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第122号議案

茨城県核燃料等取扱税条例

(課税の根拠)

第1条 県は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第3項の規定に基づき、核燃料等取扱税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 原子炉設置者 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。）第23条第1項又は第43条の3の5第1項の許可を受けた者をいう。
- (2) 原子炉 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第4号に規定する原子炉をいう。
- (3) 原子炉の設置 原子炉設置者が現に原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）第17条に規定する臨界実験装置（以下「臨界実験装置」という。）を除く。第6号において同じ。）を設置していることをいう。
- (4) 核燃料 核燃料物質（原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。以下同じ。）で、原子炉に燃料として使用できる形状又は組成のものをいう。
- (5) 原子炉施設 規制法第23条第2項第5号に規定する試験研究用等原子炉施設及び規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。
- (6) 核燃料の挿入 原子炉設置者が原子炉へ核燃料を挿入することをいう。
- (7) 原子炉施設における使用済燃料の保管 原子炉設置者が使用済燃料（規制法第2条第10項に規定する使用済燃料をいう。以下同じ。）を原子炉施設（臨界実験装置に係るものを除く。第19号から第21号までにおいて同じ。）で保管することをいう。
- (8) 再処理事業者 規制法第44条第1項の指定を受けた者（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成16年法律第155号）附則第18条第1項の規定により規制法第44条第1項の指定があったものとみなされる者を含む。）をいう。
- (9) 使用済燃料の受入れ 再処理事業者が使用済燃料を再処理施設（規制法第44条第2項第2号に規定する再処理施設をいう。以下同じ。）に受け入れることをいう。
- (10) 再処理施設における使用済燃料の保管 再処理事業者が使用済燃料を再処理施設で保管することをいう。
- (11) 高放射性廃液の保管 再処理事業者が高放射性廃液（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をいう。以下同じ。）を再処理施設で保管することをいう。
- (12) ガラス固化体の保管 再処理事業者がガラス固化体（高放射性廃液をガラスにより容器に固型化したものをいう。以下同じ。）を再処理施設で保管することをいう。
- (13) 加工事業者 規制法第13条第1項の許可を受けた者をいう。
- (14) 加工施設 規制法第13条第2項第2号に規定する加工施設をいう。
- (15) 廃棄物管理事業者 規制法第51条の2第1項の規定による廃棄物管理の事業の許可を受けた者をいう。
- (16) 廃棄物管理施設 規制法第51条の2第3項第2号に規定する廃棄物管理施設をいう。
- (17) 使用者 規制法第52条第1項の許可を受けた者をいう。
- (18) 使用施設等 規制法第52条第2項第10号に規定する使用施設等をいう。
- (19) プルトニウムの保管 原子力事業者が再処理施設において使用済燃料から分離されてから原子炉に装荷されるまでの間の状態にあるプルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は複数を含む物質（以下「分離プルトニウ

ム」と総称する。)を原子力施設(原子炉施設を除く。)で保管することをいう。

- (20) 放射性廃棄物の発生 原子力施設(原子炉施設及び再処理施設を除く。)における放射性廃棄物(核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものをいう。ただし、規則で定めるものを除く。以下同じ。)の発生をいう。
- (21) 放射性廃棄物の保管 原子力事業者が放射性廃棄物(原子炉施設又は再処理施設において発生したものを除く。)を原子力施設で保管することをいう。
- (22) 原子力事業者 原子炉設置者、再処理事業者、加工事業者、廃棄物管理事業者及び使用者の一又は複数に該当する者をいう。
- (23) 原子力施設 原子炉施設、再処理施設、加工施設、廃棄物管理施設及び使用施設等をいう。

(賦課徴収)

第3条 核燃料等取扱税の賦課徴収については、法令又はこの条例に別段の定めがあるもののほか、茨城県県税条例(昭和25年茨城県条例第43号。以下「県税条例」という。)の定めるところによる。

(納税義務者等)

第4条 核燃料等取扱税は、次の各号に掲げる核燃料等を取り扱う行為等に対し、当該各号に定める者に課する。

- (1) 原子炉の設置 当該原子炉を設置している原子炉設置者
 - (2) 核燃料の挿入 当該挿入を行う原子炉設置者
 - (3) 原子炉施設における使用済燃料の保管 当該保管を行う原子炉設置者
 - (4) 使用済燃料の受入れ 当該受入れを行う再処理事業者
 - (5) 再処理施設における使用済燃料の保管 当該保管を行う再処理事業者
 - (6) 高放射性廃液の保管 当該保管を行う再処理事業者
 - (7) ガラス固化体の保管 当該保管を行う再処理事業者
 - (8) プルトニウムの保管 当該保管を行う原子力事業者
 - (9) 放射性廃棄物の発生 当該発生に係る原子力施設を設置している原子力事業者
 - (10) 放射性廃棄物の保管 当該保管を行う原子力事業者
- 2 前項第2号の核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日になされたものとする。
- (1) 原子炉を設置した後最初に核燃料の装荷が行われた場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める日
 - ア 当該原子炉が規制法第23条第1項の許可に係る原子炉である場合 規制法第28条第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受けた日
 - イ 当該原子炉が規制法第43条の3の5第1項の許可に係る原子炉である場合 規制法第43条の3の11第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受けた日又は電気事業法(昭和39年法律第170号)第49条第1項の規定による主務大臣の検査に合格した日のいずれか遅い日
 - (2) 規制法第29条第1項又は第43条の3の16第1項の規定による検査(原子炉に係るものに限る。)の期間内に原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該検査が終了した日
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日
- 3 第1項第9号の放射性廃棄物の発生は、当該放射性廃棄物の容器への封入、容器への固化その他規則で定める行為(以下「容器への封入等」という。)が行われた日であったものとする。

(非課税の範囲)

第5条 国及び県並びに国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人に対しては、核燃料等取扱税を課さない。

(課税標準)

第6条 核燃料等取扱税の課税標準は、次の各号に掲げる核燃料等を取り扱う行為等の区分に応じ、当該各号に定める熱出力、価額、重量、数量又は容量とする。

- (1) 原子炉の設置 設置している原子炉の課税期間の末日現在における熱出力
 - (2) 核燃料の挿入 挿入された核燃料（当該核燃料の挿入について既に核燃料の挿入に係る核燃料等取扱税が課され、又は課されるべきであったものを除く。）の価額
 - (3) 原子炉施設における使用済燃料の保管 課税期間内において保管する使用済燃料（その取得価額を電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）第24条に規定する核燃料勘定（当該勘定を設けない場合にあっては、これに類する勘定）から除去した日から起算して5年を経過したものに限る。）に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量
 - (4) 使用済燃料の受入れ 課税期間内において受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量
 - (5) 再処理施設における使用済燃料の保管 課税期間内において保管する使用済燃料（当該課税期間内において受け入れたものを除く。）に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量
 - (6) 高放射性廃液の保管 課税期間内において保管する高放射性廃液の数量
 - (7) ガラス固化体の保管 課税期間内において保管するガラス固化体に係る容器の数量
 - (8) プルトニウムの保管 課税期間内の12月31日において保管する分離プルトニウムに含まれるプルトニウムの重量
 - (9) 放射性廃棄物の発生 課税期間内において容器への封入等が行われた放射性廃棄物（当該放射性廃棄物の発生について既に放射性廃棄物の発生に係る核燃料等取扱税が課され、又は課されるべきであったものを除く。）に係る当該容器の容量（規則で定める行為が行われた放射性廃棄物にあっては、規則で定める容量）
 - (10) 放射性廃棄物の保管 課税期間内において保管する放射性廃棄物（当該課税期間内において容器への封入等が行われた放射性廃棄物（当該放射性廃棄物の発生について既に放射性廃棄物の発生に係る核燃料等取扱税が課され、又は課されるべきであったものを除く。）を除く。）に係る容器の容量（規則で定める行為が行われた放射性廃棄物にあっては、規則で定める容量）
- 2 前項第1号の熱出力は、規制法第23条第1項の許可（規制法第26条第1項の規定による変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更の許可）に係る試験研究用等原子炉（規制法第23条第1項に規定する試験研究用等原子炉をいう。）の同条第2項第3号の熱出力又は規制法第43条の3の5第1項の許可（規制法第43条の3の8第1項の規定による変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更の許可）に係る発電用原子炉（規制法第2条第5項に規定する発電用原子炉をいう。以下同じ。）の規制法第43条の3の5第2項第3号の熱出力とする。
- 3 前項に規定するもののほか、課税期間が3月に満たない場合における第1項第1号の熱出力は、当該熱出力に当該課税期間の月数を乗じて得た熱出力を3で除して得た熱出力とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。
- 4 第1項第2号の価額は、電気事業会計規則第25条及び第26条の規定により算定した取得原価又はこれらの規定の例により算定した取得原価とする。
- 5 課税期間内において保管する使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量は、課税期間に属する各月の末日において保管する使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量の合計を12で除して得た重量とする。この場合において、課税期間の末日の属する月の末日が当該課税期間に属していないときは、当該課税期間の末日を当該課税期間に属する一の月の末日とする。
- 6 課税期間内において保管する高放射性廃液の数量は、課税期間に属する各月の末日において保管する高放射性廃液の数量の合計を12で除して得た数量とする。前項後段の規定は、この場合について準用する。
- 7 課税期間内において保管するガラス固化体に係る容器の数量は、課税期間に属する各月の末日において保管するガラス固化体に係る容器の数量を420本以下の数量及び420本を超える数量に区分し、それぞれ当該区分の合計を12で除して

得た数量とする。第5項後段の規定は、この場合について準用する。

- 8 課税期間内において保管する放射性廃棄物に係る容器の容量は、課税期間に属する各月の末日において保管する放射性廃棄物に係る容器の容量の合計を12で除して得た容量を次の表の左欄に掲げる容量の区分によって区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した容量の合計量とする。第5項後段の規定は、この場合について準用する。

10,000立方メートル以下の容量	100分の100
10,000立方メートルを超え20,000立方メートル以下の容量	100分の75
20,000立方メートルを超え40,000立方メートル以下の容量	100分の50
40,000立方メートルを超える容量	100分の25

(課税期間)

第7条 この条例において「課税期間」とは、第4条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる核燃料等を取り扱う行為等に対して課する核燃料等取扱税の課税標準の算定の基礎となる期間をいい、次の各号に掲げる核燃料等を取り扱う行為等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 原子炉の設置 4月1日から6月30日まで、7月1日から9月30日まで、10月1日から12月31日まで及び1月1日から3月31日までの各期間
 - (2) 第4条第1項第3号から第10号までに掲げる核燃料等を取り扱う行為等 4月1日から翌年3月31日までの期間
- 2 原子力事業者が原子力事業者でなくなった日を含む課税期間は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する課税期間の初日から当該原子力事業者でなくなった日までの期間とする。
- 3 第1項第1号の規定にかかわらず、同号に定める課税期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。
- (1) 規制法第28条第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受けた場合(第4号に掲げる場合を除く。) 当該確認を受けた日から同日の属する課税期間の末日まで
 - (2) 規制法第43条の3の11第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受け、かつ、電気事業法第49条第1項の規定による主務大臣の検査に合格した場合(第5号に掲げる場合を除く。) 当該確認を受けた日又は当該検査に合格した日のいずれか遅い日から同日の属する課税期間の末日まで
 - (3) 規制法第43条の3第1項又は第43条の3の33第1項に規定する廃止措置を講ずるために原子炉の運転を終了した場合(次号及び第5号に掲げる場合を除く。) 当該運転を終了した日の属する課税期間の初日から当該運転を終了した日まで
 - (4) 規制法第28条第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受け、規制法第43条の3第1項に規定する廃止措置を講ずるために原子炉の運転を終了した場合 当該確認を受けた日から当該運転を終了した日まで
 - (5) 規制法第43条の3の11第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受け、かつ、電気事業法第49条第1項の規定による主務大臣の検査に合格し、規制法第43条の3の33第1項に規定する廃止措置を講ずるために原子炉の運転を終了した場合 当該確認を受けた日又は当該検査に合格した日のいずれか遅い日から当該運転を終了した日まで

(税率)

第8条 核燃料等取扱税の税率は、次の各号に掲げる核燃料等を取り扱う行為等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 原子炉の設置 1,000キロワットにつき34,000円
- (2) 核燃料の挿入 100分の8.5
- (3) 原子炉施設における使用済燃料の保管 1キログラムにつき1,500円

- (4) 使用済燃料の受入れ 1 キログラムにつき60,100円
- (5) 再処理施設における使用済燃料の保管 1 キログラムにつき1,500円
- (6) 高放射性廃液の保管 1 立方メートルにつき2,263,000円
- (7) ガラス固化体の保管 1 本につき1,219,000円 (420本を超える数量にあつては、1,401,000円)
- (8) プルトニウムの保管 1 キログラムにつき5,100円
- (9) 放射性廃棄物の発生 1 立方メートルにつき106,000円
- (10) 放射性廃棄物の保管 1 立方メートルにつき5,100円

(免税点)

第9条 プルトニウムの保管に対して課する核燃料等取扱税の課税標準となるべき重量が1キログラム未満である場合には、当該プルトニウムの保管については、核燃料等取扱税を課さない。

2 放射性廃棄物の発生に対して課する核燃料等取扱税の課税標準となるべき容量が1立方メートル未満である場合には、当該放射性廃棄物の発生については、核燃料等取扱税を課さない。

3 放射性廃棄物の保管に対して課する核燃料等取扱税の課税標準となるべき容量が5立方メートル未満である場合には、当該放射性廃棄物の保管については、核燃料等取扱税を課さない。

(徴収の方法)

第10条 核燃料等取扱税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続)

第11条 第4条第1項第1号、第3号から第7号まで、第9号又は第10号に規定する納税義務者は課税期間の末日から起算して3月を経過する日の属する月の末日までに、同項第8号に規定する納税義務者は課税期間の末日から起算して7月を経過する日の属する月の末日までに、それぞれ当該課税期間における課税標準たる熱出力、重量、数量又は容量(以下「課税標準量」という。)及び税額その他必要な事項を記載した規則で定める申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を規則で定める納付書によって納付しなければならない。

2 第4条第1項第2号に規定する納税義務者は、核燃料を挿入した日(同条第2項第3号に掲げる場合にあっては、当該核燃料を挿入した日が、1月1日から3月31日までの間であるときは3月31日、4月1日から6月30日までの間であるときは6月30日、7月1日から9月30日までの間であるときは9月30日、10月1日から12月31日までの間であるときは12月31日)から起算して3月を経過する日の属する月の末日(第6条第4項の取得原価が確定しないことその他やむを得ない事由によって同日までに申告納付することができないと認められる場合においては、知事が指定した日)までに、当該核燃料の挿入に対して課する核燃料等取扱税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した規則で定める申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を規則で定める納付書によって納付しなければならない。

(期限後申告等)

第12条 前条の規定により申告書を提出すべき納税義務者は、当該申告書の提出期限後においても、法第276条第4項の規定による決定の通知があるまでは、前条の規定によって申告納付することができる。

2 前条又は前項の規定によって申告書を提出した納税義務者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準量又は課税標準額及び税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく、規則で定める修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを規則で定める納付書によって納付しなければならない。

(更正、決定等に関する通知)

第13条 法第276条第4項の規定による核燃料等取扱税の更正又は決定の通知、法第278条第7項の規定による核燃料等取扱税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第279条第5項の規定による核燃料等取扱税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

(不足税額等の納付)

第14条 核燃料等取扱税の納税義務者は、前条の通知書に係る不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。）又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、それぞれ当該通知書に記載された納期限までに、規則で定める納付書によって納付しなければならない。

(県税条例の特例)

第15条 核燃料等取扱税の賦課徴収については、県税条例第3条第1項中「(10) 固定資産税」とあるのは

〔(10) 固定資産

(11) 核燃料等

税

と、県税条例第4条第1項第6号及び第8号中「及び県たばこ税」とあるのは「、県たばこ税及び核燃料等取扱税」

と、県税条例第8条第1項中「(11) 狩猟税 狩猟者の登録を受ける者の住所地。ただし、県外に住所を有する者

については水戸市とする。」とあるのは

〔(11) 核燃料等取扱税 原子力施設の所在地

(12) 狩猟税 狩猟者の登録を受ける者の住所地。ただし、県外に住所を有する

者については水戸市とする。とする。

者については水戸市とする。とする。とする。とする。」

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例は、施行日以後の原子炉の設置、核燃料の挿入、原子炉施設における使用済燃料の保管、使用済燃料の受入れ、再処理施設における使用済燃料の保管、高放射性廃液の保管、ガラス固化体の保管、プルトニウムの保管、放射性廃棄物の発生及び放射性廃棄物の保管について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、この条例中核燃料の挿入に関する規定は、施行日前に原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における原子炉への挿入については、適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、この条例中放射性廃棄物の発生に関する規定は、施行日前に容器への封入等が行われた放射性廃棄物の施行日以後における容器への封入等については、適用しない。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に電気事業法第54条の規定による主務大臣の検査を受けている発電用原子炉については、当該検査を規制法第43条の3の16第1項の規定による検査とみなして、第4条第2項第2号の規定を適用する。

(この条例の失効)

第4条 この条例は、施行日から起算して5年を経過した日に、その効力を失う。ただし、同日における原子炉の設置、核燃料の挿入、原子炉施設における使用済燃料の保管、使用済燃料の受入れ、再処理施設における使用済燃料の保管、高放射性廃液の保管、ガラス固化体の保管、プルトニウムの保管、放射性廃棄物の発生及び放射性廃棄物の保管に対して課した、又は課すべきであった核燃料等取扱税については、この条例は、同日以後も、なおその効力を有する。

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第123号議案

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条の表3の3の2の項市町村の欄中「常陸大宮市」の次に「，那珂市」を、「小美玉市」の次に「，大洗町」を加え、同表4の項第1号中「及びノネコ（フェリス・カトウス）」を「，ノネコ（フェリス・カトウス）及びキョン（ムンティアクス・レエヴェスイ）」に改め、同表6の項に次の1号を加える。

（7）法第12条の5第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同意

第2条の表6の項市町村の欄中「水戸市」を「(1)から(6)までの事務については水戸市」に改め、「市町村」の次に「，(7)の事務については大子町」を加え、同表7の3の項市町村の欄中「潮来市，東海村」を「潮来市，行方市，東海村」に、「日立市，守谷市」を「日立市，土浦市，守谷市」に改め、同表7の4の項市町村の欄中「常陸太田市，常陸大宮市」を「土浦市，常陸太田市，鹿嶋市，常陸大宮市，行方市」に改め、同表14の8の項市町村の欄中「行方市」の次に「，銚田市」を加える。

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第124号議案

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、再生資源物の屋外における適正な保管について、屋外保管事業場設置者及び県の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定めることにより、屋外に保管された再生資源物の崩落等の事故又は火災の発生等を防止し、併せて当該保管に伴う騒音又は振動等の発生の防止等を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生資源物 使用を終了し、収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器若しくはプラスチックを原材料とするもの（分解、破碎、圧縮等の処理がされたものを含む。）又はこれらの混合物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第121条の規定により廃棄物とみなすものを含む。）及び法第17条の2第1項に規定する有害使用済機器に該当するものを除く。）をいう。
- (2) 屋外保管 業として再生資源物の取引を行うため屋外において再生資源物を保管することをいう。
- (3) 屋外保管事業場 屋外保管の用に供する事業場をいう。
- (4) 屋外保管事業場設置者 屋外保管事業場を設置した者をいう。

(屋外保管事業場設置者の責務)

第3条 屋外保管事業場設置者は、次条の県の措置に協力するよう努めるとともに、屋外保管を適正に行うために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、その区域内における屋外保管の状況を把握し、屋外保管が適正に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、市町村が講ずる屋外保管に関する措置について、市町村に対し、必要な技術的な助言及び協力を行うものとする。

(屋外保管の基準)

第5条 屋外保管事業場設置者は、次の各号に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 屋外保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - ア 屋外保管事業場の周囲に、外部から再生資源物の保管の状況が確認できる構造の囲いが設けられていること。
 - イ 規則で定めるところにより、外部から見やすい箇所に屋外保管事業場である旨その他再生資源物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。
- (2) 屋外保管事業場から再生資源物又は当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 保管する再生資源物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。
 - イ 容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた再生資源物の高さが規則で定める高さを超えないようにすること。
 - ウ 再生資源物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、屋外保管事業場の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、規則で定める措置

- (3) 屋外保管事業場において騒音又は振動が発生する場合にあっては、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - (4) 屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するため、再生資源物がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管することその他の規則で定める措置を講ずること。
 - (5) 屋外保管事業場には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- 2 その敷地面積（隣接する2以上の屋外保管事業場を共に屋外保管の用に供する場合には、これらの全ての屋外保管事業場の敷地面積の合計。次条第1項第4号において同じ。）が100平方メートルを超えない屋外保管事業場については、前項第1号の規定は、適用しない。

（屋外保管事業場の許可）

第6条 屋外保管事業場を設置しようとする者は、当該屋外保管事業場ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、当該屋外保管事業場が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設又は法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設に該当する場合
 - (2) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項の規定による解体業の許可又は同法第67条第1項の規定による破砕業の許可を受けた者のそれぞれ当該許可に係る事業所に該当する場合
 - (3) 茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（平成19年茨城県条例第17号。以下「廃棄物適正化条例」という。）第12条第1項の規定による許可を受けた指定処理施設等に該当する場合
 - (4) その敷地面積が100平方メートルを超えない場合
- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 屋外保管事業場の設置の場所
 - (3) 屋外保管事業場の面積、保管する再生資源物並びにその保管量及び保管の高さ
 - (4) 屋外保管事業場の設置に関する計画
 - (5) 屋外保管事業場における災害の防止及び生活環境の保全のための計画
 - (6) その他規則で定める事項

3 第1項の許可の申請をしようとする者は、当該許可の申請をする日までに、当該許可に係る屋外保管事業場の周辺地域の住民その他の者に対し、前項第1号から第3号までに規定する事項その他知事が必要と認める事項を周知するため、説明会を開催するよう努めなければならない。

（許可の基準）

第7条 知事は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 前条第2項第3号から第5号までの事項が第5条第1項の基準に適合していること。
- (2) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として規則で定めるもの
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、この条例若しくは廃棄物適正化条例その他生活環境の保全を目的とする法令で規則で定めるもの若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防

止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴行行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

オ 法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは法第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第7条の4第1項第3号又は法第14条の3の2第1項第3号（法第14条の6において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

カ 法第7条の4第1項若しくは法第14条の3の2第1項（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項（法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。キにおいて同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。キにおいて同じ。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

キ カに規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、カの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ク 第12条又は廃棄物適正化条例第18条第1項若しくは第2項の規定により許可（廃棄物適正化条例第2条第2項第2号に掲げる特定小型焼却施設に係るものを除く。ケにおいて同じ。）を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第12条第1項第1号（第7条第1項第2号ス及びセ（同号オ及びクに係るものに限る。））に係るものに限る。）に該当することにより許可が取り消されたときを除く。）においては、当該取消しの処分に係る茨城県行政手続条例（平成7年茨城県条例第5号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

ケ 第12条又は廃棄物適正化条例第18条第1項若しくは第2項の規定による許可の取消しの処分に係る茨城県行政手続条例第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第10条第2項又は廃棄物適正化条例第14条第3項の規定による全部の廃止の届出（廃棄物適正化条例第2条第2項第2号に掲げる特定小型焼却施設に係るものを除く。コにおいて同じ。）をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

コ ケに規定する期間内に第10条第2項又は廃棄物適正化条例第14条第3項の規定による全部の廃止の届出があった場合において、ケの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該廃止について相当の理由がある者を

除く。)の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

サ その屋外保管に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

シ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ス 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。）がアからシまでのいずれかに該当するもの

セ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからシまでのいずれかに該当する者のあるもの

ソ 個人で規則で定める使用人のうちにアからシまでのいずれかに該当する者のあるもの

タ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 前条第1項の許可には、災害の防止上又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

3 前条第1項の許可を受けた者（以下「許可屋外保管事業場設置者」という。）は、規則で定めるところにより、当該許可に係る屋外保管事業場について、知事の検査を受け、当該屋外保管事業場が当該許可に係る同条第2項の申請書に記載した屋外保管事業場の設置に関する計画及び屋外保管事業場における災害の防止及び生活環境の保全のための計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

（許可の更新）

第8条 第6条第1項の許可は、当該許可の日から起算して5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、その許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条（第3項を除く。）の規定は、第1項の許可の更新について準用する。

（記録の作成等）

第9条 許可屋外保管事業場設置者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る屋外保管事業場ごとに屋外保管に関する記録を作成し、作成の日から5年間、これを保存しなければならない。

（変更の許可等）

第10条 許可屋外保管事業場設置者は、第6条第2項第2号から第4号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 許可屋外保管事業場設置者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたとき、若しくは第6条第2項第1号若しくは第5号に掲げる事項その他規則で定める事項に変更があったとき、又は当該許可に係る屋外保管事業場を廃止したとき、若しくは屋外保管事業場を休止し、若しくは休止した屋外保管事業場を再開したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第7条の規定は、第1項の変更の許可について準用する。

（勧告及び命令）

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

(1) 設置した屋外保管事業場が第5条第1項の基準に適合しなくなった場合 屋外保管事業場設置者

(2) この条例の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）をし、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、

依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けた場合 屋外保管事業場設置者

(3) 第7条第2項（前条第3項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に付した条件に違反した場合
許可屋外保管事業場設置者

2 知事は、前項に規定する勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 知事は、第1項に規定する勧告を受けた者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めてその勧告に係る措置を講ずるよう命じ、又は期間を定めて屋外保管事業場の全部若しくは一部の使用の停止を命ずることができる。

（許可の取消し）

第12条 知事は、許可屋外保管事業場設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

(1) 第7条第1項第2号アからタまでのいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 前条第1項第2号に該当し情状が特に重いとき、又は同条第3項の規定による命令に違反したとき。

(3) 不正の手段により第6条第1項の許可、第8条第1項の許可の更新又は第10条第1項の変更の許可を受けたとき。

2 知事は、許可屋外保管事業場設置者が前条第1項第1号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

（屋外保管事業場の譲受け等）

第13条 許可屋外保管事業場設置者から当該許可に係る屋外保管事業場を譲り受け、又は借り受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 第7条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、前項の許可について準用する。

3 第1項の許可を受けて屋外保管事業場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該屋外保管事業場に係る許可屋外保管事業場設置者の地位を承継する。

（合併及び分割）

第14条 許可屋外保管事業場設置者である法人の合併の場合（許可屋外保管事業場設置者である法人と許可屋外保管事業場設置者でない法人が合併する場合において、許可屋外保管事業場設置者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係る屋外保管事業場を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について、規則で定めるところにより、知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該屋外保管事業場を承継した法人は、許可屋外保管事業場設置者の地位を承継する。

2 第7条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、前項の認可について準用する。

（相続）

第15条 許可屋外保管事業場設置者について相続があったときは、相続人は、許可屋外保管事業場設置者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可屋外保管事業場設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（報告徴収）

第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、屋外保管事業場設置者その他の関係者に対し、屋外保管の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

（立入検査）

第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、屋外保管事業場又は屋外保管事業場設置者の事務所若しくは事業場その他の施設に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に

提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事故時の措置)

第18条 屋外保管事業場設置者は、屋外保管事業場において火災の発生その他の事故が発生したことにより災害の防止上又は生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続くその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

2 知事は、屋外保管事業場設置者が前項に規定する応急の措置を講じていないと認めるときは、当該屋外保管事業場設置者に対し、当該応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(関係行政機関への照会等)

第19条 知事は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(適用除外)

第20条 この条例の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 屋外保管を適正に行うことができる者として規則で定めるものが屋外保管を行う場合
- (2) 国又は地方公共団体が屋外保管を行う場合
- (3) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第8号に規定する保管施設において屋外保管を行う場合

(市町村の条例との関係)

第21条 市町村が制定した屋外保管の規制に関する条例の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めるときは、この条例の規定は、当該市町村の区域には、適用しない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条第1項の規定に違反して、屋外保管事業場を設置した者
- (2) 第10条第1項の規定に違反して、第6条第2項第2号から第4号までに掲げる事項を変更した者
- (3) 不正の手段により第6条第1項の許可、第8条第1項の許可の更新又は第10条第1項の変更の許可を受けた者
- (4) 第11条第3項の規定による命令に違反した者
- (5) 第13条第1項の規定に違反して、許可に係る屋外保管事業場を譲り受け、又は借り受けた者

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第3項(第10条第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、当該屋外保管事業場を使用した者
- (2) 第18条第2項の規定による命令に違反した者

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項又は第15条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第16条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第17条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の

違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に屋外保管事業場を設置している者（第6条第1項各号のいずれかに該当する屋外保管事業場を設置している者を除く。）については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して6月を経過する日までの間に限り、同項及び第7条第3項の規定にかかわらず、引き続き当該屋外保管事業場において再生資源物の保管を行うことができる。

3 前項に規定する者が、同項の期間内に、規則で定めるところにより知事に届け出たときは、施行日において第6条第1項の許可を受けたものとみなす。

4 前項の規定により許可を受けたものとみなされた者については、第7条第3項の規定は、適用しない。

(茨城県証紙条例の一部改正)

5 茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中第170項を第171項とし、第136項から第169項までを1項ずつ繰り下げ、第135項の次に次の1項を加える。

136 屋外保管事業場許可等申請手数料

(茨城県手数料徴収条例の一部改正)

6 茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の51の7の項の次に次のように加える。

51の8 茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和 年茨城県条例第 号）第6条第1項の規定に基づく屋外保管事業場の設置の許可の申請に対する審査	屋外保管事業場設置許可申請手数料	57,000円
51の9 茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例第8条第1項の規定に基づく屋外保管事業場の設置の許可の更新の申請に対する審査	屋外保管事業場設置許可更新申請手数料	48,000円
51の10 茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例第10条第1項の規定に基づく屋外保管事業場の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	屋外保管事業場設置変更許可申請手数料	44,000円
51の11 茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例第13条第1項の規定に基づく屋外保管事業場の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	屋外保管事業場譲受け又は借受け許可申請手数料	32,000円
51の12 茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例第14条第1項の規定に基づく屋外保管事業場の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	屋外保管事業場設置法人合併等認可申請手数料	32,000円

別表第1の2の別表第1の51の7の項の次に次のように加える。

別表第1の51の8の項	57,000円	56,860円
-------------	---------	---------

別表第1の51の9の項	48,000円	47,860円
別表第1の51の10の項	44,000円	43,860円
別表第1の51の11の項	32,000円	31,860円
別表第1の51の12の項	32,000円	31,860円

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第125号議案

茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県道路占用料徴収条例（昭和33年茨城県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「， 県が」を「県が」に改め、「事項」の次に「並びに法第39条の2第5項（法第91条第2項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める額」を加える。

第4条第1号中「第5条第2項」を「第6条第2項」に改める。

第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（占用料の額の最低額）

第5条 法第39条の2第5項に規定する条例で定める額は、別表占用料の欄に定める金額に、同条第1項に規定する入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して知事が定める期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。

2 第3条第2項の知事が特に必要があると認める占用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内において別に占用料の額の最低額の下限の額を定めることができる。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条，第5条関係）

占 用 物 件		占 用 料		
		単 位	所 在 地	
			区 分	金 額（単位 円）
第 一 種 電 柱		第一級地	1,900	
		第二級地	800	
		第三級地	570	
		第四級地	480	
第 二 種 電 柱		第一級地	2,900	
		第二級地	1,200	
		第三級地	870	
		第四級地	730	
		第五級地	670	
第 三 種 電 柱		第一級地	3,900	
		第二級地	1,700	
		第三級地	1,200	
		第四級地	990	
		第五級地	900	
第 一 種 電 話 柱	1本につき1年	第一級地	1,700	
		第二級地	710	
		第三級地	510	
		第四級地	430	
		第五級地	390	
		第一級地	2,700	

法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第二種電話柱		第二級地	1,100
			第三級地	810
			第四級地	680
			第五級地	620
	第三種電話柱		第一級地	3,700
			第二級地	1,600
			第三級地	1,100
			第四級地	940
			第五級地	850
	その他の柱類		第一級地	170
		第二級地	71	
		第三級地	51	
		第四級地	43	
		第五級地	39	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	第一級地	17	
		第二級地	7	
		第三級地	5	
		第四級地	4	
		第五級地	4	
地下に設ける電線その他の線類		第一級地	10	
		第二級地	4	
		第三級地	3	
		第四級地	3	
		第五級地	2	
路上に設ける変圧器	1個につき1年	第一級地	1,600	
		第二級地	700	
		第三級地	490	
		第四級地	420	
		第五級地	380	
地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	第一級地	1,000	
		第二級地	430	
		第三級地	300	
		第四級地	260	
		第五級地	230	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	第一級地	3,400	
		第二級地	1,400	
		第三級地	1,000	
		第四級地	850	
		第五級地	780	
郵便差出箱及び信書便差出箱		第一級地	1,400	
		第二級地	600	
		第三級地	420	
		第四級地	360	
		第五級地	330	
		第一級地	30,000	
		第二級地	4,800	

	広 告 塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	第三級地 第四級地 第五級地	1,800 870 590
	そ の 他 の も の	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	第一級地 第二級地 第三級地 第四級地 第五級地	3,400 1,400 1,000 850 780
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	第一級地 第二級地 第三級地 第四級地 第五級地	71 30 21 18 16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		第一級地 第二級地 第三級地 第四級地 第五級地	100 43 30 26 23
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		第一級地 第二級地 第三級地 第四級地 第五級地	150 64 45 38 35
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		第一級地 第二級地 第三級地 第四級地 第五級地	200 86 61 51 47
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		第一級地 第二級地 第三級地 第四級地 第五級地	300 130 91 77 70
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		第一級地 第二級地 第三級地 第四級地 第五級地	400 170 120 100 93
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		第一級地 第二級地 第三級地 第四級地 第五級地	710 300 210 180 160
	外径が0.7メートル以上 1 メートル未満のもの		第一級地 第二級地 第三級地	1,000 430 300

					第四級地	260
					第五級地	230
	外径が1メートル以上のもの				第一級地	2,000
					第二級地	860
					第三級地	610
					第四級地	510
					第五級地	470
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	第一級地	10
					第二級地	4
			第三級地	3		
			第四級地	3		
			第五級地	2		
			その他のもの		第一級地	34
					第二級地	14
					第三級地	10
					第四級地	9
					第五級地	8
補	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			1本につき1年	第一級地	2,700
					第二級地	1,100
					第三級地	810
					第四級地	680
					第五級地	620
助	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	第一級地	1,700	
				第二級地	710	
		第三級地	510			
		第四級地	430			
		第五級地	390			
設	その他のもの	地下に設けるもの		第一級地	1,000	
			第二級地	430		
		第三級地	300			
		第四級地	260			
		第五級地	230			
その他のもの					第一級地	3,400
					第二級地	1,400
					第三級地	1,000
					第四級地	850
					第五級地	780
法第32条第1項第4号に掲げる施設					第一級地	3,400
					第二級地	1,400
					第三級地	1,000
					第四級地	850
					第五級地	780
	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額		

法第32条第1項第5号に掲げる施設	階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額	第一級地	15,000
	上空に設ける通路			第二級地	2,400
	地下に設ける通路			第三級地	900
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他		Aに0.007を乗じて得た額	第四級地	430
	その他			第五級地	290
	その他			第一級地	9,000
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		Aに0.007を乗じて得た額	第二級地	1,500
	その他			第三級地	540
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他		Aに0.007を乗じて得た額	第四級地	260
	その他			第五級地	180
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		Aに0.007を乗じて得た額	第一級地	3,400
	その他			第二級地	1,400
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他		Aに0.007を乗じて得た額	第三級地	1,000
	その他			第四級地	850
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他		Aに0.007を乗じて得た額	第五級地	780
	その他			第一級地	300
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他		Aに0.007を乗じて得た額	第二級地	48
	その他			第三級地	18
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他		Aに0.007を乗じて得た額	第四級地	9
	その他			第五級地	6
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他		Aに0.007を乗じて得た額	第一級地	3,000
	その他			第二級地	480
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他		Aに0.007を乗じて得た額	第三級地	180
	その他			第四級地	87
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他		Aに0.007を乗じて得た額	第五級地	59
	その他			第一級地	3,000
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他		Aに0.007を乗じて得た額	第二級地	480
	その他			第三級地	180
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他		Aに0.007を乗じて得た額	第四級地	87
	その他			第五級地	59
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他		Aに0.007を乗じて得た額	第一級地	30,000
	その他			第二級地	4,800
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他		Aに0.007を乗じて得た額	第三級地	1,800
	その他			第四級地	870
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他		Aに0.007を乗じて得た額	第五級地	590
	その他			第一級地	2,700
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他		Aに0.007を乗じて得た額	第二級地	1,100
	その他			第三級地	810
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他		Aに0.007を乗じて得た額	第四級地	680
	その他			第五級地	620
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他		Aに0.007を乗じて得た額	第一級地	300
	その他			第二級地	48
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他		Aに0.007を乗じて得た額	第三級地	18
	その他			第四級地	9

道路法施行令 (昭和27年政 令第479号。 以下「令」と いう。)第7 条第1号に掲 げる物件	旗 ざ お	その 他 の も の	1本につき1月	第五級地	6
				第一級地	3,000
				第二級地	480
				第三級地	180
				第四級地	87
	幕 (令第7条 第4号に掲げ る工事用施設 であるものを 除く。)	祭礼, 縁日その他の 催しに際し, 一時的 に設けるもの	その面積1平方メー トルにつき1日	第一級地	300
				第二級地	48
	ア ー チ	その 他 の も の	その面積1平方メー トルにつき1月	第一級地	3,000
				第二級地	480
	ア ー チ	車道を横断するもの	1基につき1月	第三級地	180
第四級地				87	
ア ー チ	その 他 の も の	1基につき1月	第五級地	59	
			第一級地	30,000	
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メー トルにつき1年	第二級地	4,800	
			第三級地	1,800	
令第7条第3号に掲げる施設			第四級地	870	
			第五級地	590	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号 に掲げる工事用材料		占有面積1平方メー トルにつき1月	第一級地	15,000	
			第二級地	2,400	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号 に掲げる施設			第三級地	900	
			第四級地	430	
	トンネルの上又は高架の道路の路面 下 (当該路面下の地下を除く。)に		第五級地	290	
			第一級地	3,400	
令第7条第2号に掲げる工作物			第二級地	1,400	
令第7条第3号に掲げる施設			第三級地	1,000	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号 に掲げる工事用材料			第四級地	850	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号 に掲げる施設			第五級地	780	
トンネルの上又は高架の道路の路面 下 (当該路面下の地下を除く。)に			Aに0.031を乗じて得た額		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号 に掲げる工事用材料			第一級地	3,000	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号 に掲げる施設			第二級地	480	
			第三級地	180	
			第四級地	87	
			第五級地	59	
			第一級地	340	
			第二級地	140	
			第三級地	100	
			第四級地	85	
			第五級地	78	
			第一級地	Aに0.008を乗じて得た額	
			第二級地	Aに0.009を乗じて得た額	
			第三級地	Aに0.012を乗じて得た額	

令第7条第8号に掲げる施設	設けるもの	
	上空に設けるもの	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの
		階数が2のもの
		階数が3以上のもの
その他のもの		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	
	その他のもの	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	
	その他のもの	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	
	上空に設けるもの	
	その他のもの	
令第7条第12号に掲げる器具		
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	
	上空に設けるもの	
	その他のもの	

占有面積1平方メートルにつき1年

第四級地	Aに0.014を乗じて得た額
第五級地	Aに0.017を乗じて得た額
Aに0.017を乗じて得た額	
Aに0.004を乗じて得た額	
Aに0.006を乗じて得た額	
Aに0.007を乗じて得た額	
Aに0.025を乗じて得た額	
第一級地	Aに0.01を乗じて得た額
第二級地	Aに0.012を乗じて得た額
第三級地	Aに0.015を乗じて得た額
第四級地	Aに0.019を乗じて得た額
第五級地	Aに0.022を乗じて得た額
第一級地	Aに0.007を乗じて得た額
第二級地	Aに0.009を乗じて得た額
第三級地	Aに0.011を乗じて得た額
第四級地	Aに0.014を乗じて得た額
第五級地	Aに0.015を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額	
第一級地	Aに0.007を乗じて得た額
第二級地	Aに0.009を乗じて得た額
第三級地	Aに0.011を乗じて得た額
第四級地	Aに0.014を乗じて得た額
第五級地	Aに0.015を乗じて得た額
第一級地	Aに0.01を乗じて得た額
第二級地	Aに0.012を乗じて得た額
第三級地	Aに0.015を乗じて得た額
第四級地	Aに0.019を乗じて得た額
第五級地	Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額	
Aに0.031を乗じて得た額	
Aに0.025を乗じて得た額	
第一級地	Aに0.01を乗じて得た額
第二級地	Aに0.012を乗じて得た額
第三級地	Aに0.015を乗じて得た額
第四級地	Aに0.019を乗じて得た額
第五級地	Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額	
Aに0.031を乗じて得た額	

令 第 7 条 第 14 号 に 掲 げ る 施 設

Aに0.031を乗じて得た額

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定により占用の許可を受けている者に係る占用料の額については、当該許可に係る占用の期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第126号議案

茨城県都市公園条例の一部を改正する条例

茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第15条の2中「，洞峰公園」を削る。

別表第1（2）有料公園施設の表洞峰公園の項を削る。

別表第2（2）公園施設を管理する場合の表洞峰公園の項を削る。

別表第3（2）有料公園施設を利用する場合 ア 普通利用料金 その2の表洞峰公園の項を削り、同表備考第5項中「及び洞峰公園の屋内水泳プール」を削り、「発行する」の次に「6,000円券（販売価格5,000円）又は13,000円券（販売価格10,000円）の」を加え、同表備考第6項及び第7項を削り、同表備考第8項を同表備考第6項とし、同表備考第9項から同表備考第11項までを2項ずつ繰り上げる。

別表第3（2）有料公園施設を利用する場合 ア 普通利用料金 その3の表洞峰公園の項を削り、同表備考第5項を削る。

別表第3（2）有料公園施設を利用する場合 イ 特別利用料金の表備考第5項中「，洞峰公園の屋内水泳プール」を削り、同表備考第6項中「，笠松運動公園の体育館及び洞峰公園」を「及び笠松運動公園」に改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第127号議案

学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する 条例

学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例（昭和36年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表茨城県立白浜少年自然の家の項及び茨城県立里美野外活動センターの項を削る。

別表第3 茨城県立白浜少年自然の家の項及び茨城県立里美野外活動センターの項を削る。

別表第4（7）その他の教育機関の表茨城県立白浜少年自然の家の項及び茨城県立里美野外活動センターの項を削る。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第128号議案

茨城県暴力団排除条例の一部を改正する条例

茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第13条」を「一第13条の3」に、「第16条」を「第16条の2」に、「第5章 暴力団員等が利益供与を受けることの禁止（第17条）」を「第5章 暴力団員等が利益供与を受けることの禁止等（第17条・第17条の2）第5章の2 暴力団排除特別強化地域における禁止行為（第17条の3・第17条の4）」に、「・第25条」を「一第25条」に改める。

第2条に次の4号を加える。

(6) 青少年 18歳未満の者をいう。

(7) 特定営業 次のいずれかに該当する営業をいう。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下この号において「風適法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業

イ 風適法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業

ウ 風適法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業

エ 風適法第2条第13項に規定する接客業務受託営業

オ 設備を設けて客に飲食させる営業で食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けて営むもの（風適法第2条第4項に規定する接待飲食等営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）

カ 次に掲げる行為（以下このカにおいて「風俗案内」という。）を行うための施設（不特定多数の者が利用することができるとに限る。）を設け、当該施設において有償又は無償で風俗案内を行う営業

(ア) 風適法第2条第1項第1号に該当する営業に関する次に掲げる情報を、当該情報の提供を受けようとする者の求めに応じて提供する行為

a 接待の内容、接待を受けることのできる時間、接待に従事する者又は接待を受けるための料金に関する情報

b 営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先に関する情報

(イ) 風適法第2条第6項第1号若しくは第2号又は同条第7項第1号のいずれかに該当する営業に関する次に掲げる情報を、当該情報の提供を受けようとする者の求めに応じて提供する行為

a 客に接触する役務の内容、当該役務を受けることのできる時間、当該役務に従事する者又は当該役務を受けるための料金に関する情報

b 営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先（風適法第2条第7項第1号に該当する営業にあつては、当該営業につき広告若しくは宣伝をするときに当該営業を示すものとして使用する呼称、風適法第31条の2第1項第7号に規定する受付所の所在地又は客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先）に関する情報

(8) 特定営業者 特定営業を営む者をいう。

(9) 暴力団排除特別強化地域 暴力団の排除を特に強力に推進する必要がある地域として別表に掲げる地域をいう。

第13条第1項中「敷地」の次に「（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）」を加え、同項中第6号を第11号とし、第5号を第6号とし、同号の次に次の4号を加える。

(7) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園

(8) 更生保護法（平成19年法律第88号）第29条に規定する保護観察所

(9) 少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院

(10) 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所

第13条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号中「児童福祉施設」の次に「又は同法第12条第1項に規定する児童相談所」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 裁判所法（昭和22年法律第59号）第2条第1項に規定する家庭裁判所

第13条第2項中「前項の規定は、この条例の施行の」を「前2項の規定の施行又は適用の」に、「及びこの条例の施行後に開設された暴力団事務所であって、その開設後に同項各号に掲げる施設のいずれかが設置されたことにより同項に規定する区域内において運営されることとなったものについては」を「については、これらの規定のうち当該施行又は適用に係る規定は」に改め、同項ただし書中「他の」を「他の」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 暴力団事務所は、前項に規定する区域のほか、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域（これらの地域のうち前項に規定する区域を除く。第20条第1項において「住居地域等」という。）においては、これを開設し、又は運営してはならない。

第3章中第13条の次に次の2条を加える。

（青少年を暴力団事務所に立ち入らせることの禁止）

第13条の2 暴力団員は、正当な理由がなく、自己が活動の拠点とする暴力団事務所に青少年を立ち入らせてはならない。

（命令）

第13条の3 公安委員会は、第13条第2項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営する者に対し、当該暴力団事務所の開設又は運営の中止を命ずることができる。

2 公安委員会は、前条の規定に違反する行為をした暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

3 公安委員会は、前条の規定に違反する行為をした暴力団員が、更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該暴力団員に対し、1年を超えない範囲内で期間を定めて、当該行為を防止するために必要な事項を命ずることができる。

第4章中第16条の次に次の1条を加える。

（自己又は他人の名義を利用させることの禁止）

第16条の2 何人も、暴力団員が第17条の2の規定に違反することとなることの情を知って、暴力団員に対し、自己又は他人の名義を利用させてはならない。

第5章の章名中「禁止」を「禁止等」に改める。

第17条に見出しとして「(暴力団員等が利益供与を受けることの禁止)」を付し、第5章中同条の次に次の1条を加える。

（他人の名義を利用することの禁止）

第17条の2 暴力団員は、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、他人の名義を利用してはならない。

第17条の2の次に次の章名及び2条を加える。

第5章の2 暴力団排除特別強化地域における禁止行為

（特定営業者の禁止行為）

第17条の3 特定営業者は、暴力団排除特別強化地域における特定営業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者から、用心棒の役務（特定営業者の営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため顧客、従業員その他の関係者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。以下この章において同じ。）の提供を受けてはならない。

2 特定業者は、暴力団排除特別強化地域における特定営業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、用心棒の役務の提供を受けることの対償又は当該特定営業を営むことを容認されることの対償として利益の供与をしてはならない。

(暴力団員の禁止行為)

第17条の4 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定営業に関し、特定業者に対し、用心棒の役務の提供をし、又は自らが指定した者に用心棒の役務の提供をさせてはならない。

2 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定営業に関し、特定業者から、用心棒の役務の提供をすることの対償若しくは当該特定営業を営むことを容認することの対償として利益の供与を受け、又は自らが指定した者に利益の供与を受けさせてはならない。

第20条の見出しを「(調査及び立入り)」に改め、同条中第3号を第5号とし、第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 第16条の2又は第17条の2の規定に違反する行為

第20条中第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 第13条の2の規定に違反する行為

第20条を同条第4項とし、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

公安委員会は、第13条第2項の規定に違反する行為が行われた疑いがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、暴力団員その他の関係者に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に住居地域等内の建物に立ち入り、物件を検査させ、若しくは暴力団員その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第21条中「前条各号」を「前条第4項第2号から第5号まで」に改める。

第22条第1項中「第20条」を「第20条第4項」に改める。

第24条中「第13条第1項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 第13条第1項の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者

(2) 第13条の3第1項の規定による命令に違反した者

(3) 相手方が暴力団員又は暴力団員が指定した者であることの情を知って、第17条の3の規定に違反した者

(4) 第17条の4の規定に違反した者

第24条に次の1項を加える。

2 前項第3号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第24条の次に次の2条を加える。

第24条の2 第13条の3第2項又は第3項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第24条の3 第20条第1項に規定する説明若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の説明をし、虚偽の資料を提出し、若しくは同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第25条第1項中「前条」を「前3条」に、「同条」を「各本条」に改める。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第2条第9号関係）

市	地域
水戸市	泉町三丁目，五軒町三丁目のうち1番，5番及び6番，栄町一丁目，大工町一丁目，大工町二丁目のうち2番及び3番並びに天王町のうち5番及び6番
土浦市	川口一丁目のうち1番，桜町一丁目，桜町二丁目，桜町三丁目並びに大和町のうち7番及び8番
備考 地域のうち町の名称及び街区符号（住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条に規定する町の名称及び街区符号をいう。）は，令和5年9月1日における町の名称及び街区符号とする。	

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第129号議案

当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定に基づき、令和6年度において、当せん金付証券を次のとおり発売するものとする。

発売総額 28,000,000,000 円以内

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第130号議案

県有財産の売却処分について

下記により、県有財産を売却処分するものとする。

記

1 不動産の表示

神栖市奥野谷字東和田5600番4 ほか1筆

土地 30,000.11平方メートル

2 売却予定価格

金 690,002,530円

3 売却処分先

京都府京都市右京区西京極中沢町1番地

明成化学工業株式会社

代表取締役 貴志宏史

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第131号議案

県有財産の売却処分について

下記により、県有財産を売却処分するものとする。

記

1 不動産の表示

神栖市奥野谷字東和田5600番19 ほか1筆

土 地 70,000.32平方メートル

2 売却予定価格

金 1,540,007,040円

3 売却処分先

愛知県蒲郡市港町2番5号

竹本油脂株式会社

代表取締役 竹 本 元 泰

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第132号議案

県有財産の売却処分について

下記により、県有財産を売却処分するものとする。

記

- 1 不動産の表示
神栖市波崎新港13番12
土 地 25,274.75平方メートル
- 2 売却予定価格
金 232,500,000円
- 3 売却処分先
神栖市波崎8711番地
株式会社みうらや
代表取締役 三 浦 敏 克

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第133号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県立県民文化センター	東京都千代田区三番町2番地 県民文化センター運営共同事業体 代表団体 株式会社コンベンションリンクージ 代表取締役 平位 博昭	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第134号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県鳥獣センター	水戸市上国井町3118番地1 公益社団法人茨城県農林振興公社 理事長 藍原 伸夫	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第135号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県立あすなろの郷	水戸市杉崎町1460番地 社会福祉法人茨城県社会福祉事業団 理事長 中島 敏之	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第136号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県立青少年会館	水戸市緑町一丁目1番18号 公益社団法人茨城県青少年育成協会 会長 大窪 修二	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第137号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
ラーク・ハイツ	水戸市八幡町11番52号 社会福祉法人茨城県母子寡婦福祉連合会 会長 境 洋子	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第138号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県大洗マリンタワー	東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275 大洗町 町長 國井 豊	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第139号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県奥久慈憩いの森	水戸市白梅二丁目4番6号 茨城県造園業協同組合 理事長 永井 剛人	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第140号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県水郷県民の森	水戸市上国井町3118番地1 公益社団法人茨城県農林振興公社 理事長 藍原 伸夫	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第141号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
波崎漁港海岸休憩施設	神栖市溝口4991番地5 神栖市 市長 石田 進	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第142号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設	東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275 大洗町 町長 國井 豊	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第143号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
赤塚公園	つくば市大角豆2012番地36 橋本造園土木株式会社 代表取締役 橋本 純一	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第144号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
県西総合公園	筑西市直井1076番地 筑西広域市町村圏事務組合 管理者 須藤 茂	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第145号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
笠間芸術の森公園	笠間市中央三丁目2番1号 笠間市 市長 山口 伸樹	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第146号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
大洗公園	水戸市白梅二丁目4番6号 茨城県造園業協同組合 理事長 永井 剛人	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第147号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県立中央青年の家	つくば市大角豆1744番地 特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会 理事長 沼尻 満男	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第148号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県立さしま少年自然の家	つくば市大角豆1744番地 特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会 理事長 沼尻 満男	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第149号議案

指定管理者の指定期間の延長について

下記により、公の施設の指定管理者の指定期間を延長するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者	延長する期間
茨城県民の森	水戸市上国井町3118番地1 公益社団法人茨城県農林振興公社 理事長 藍原 伸夫	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
茨城県植物園		
茨城県森のカルチャー センター		
茨城県きのこ博士館		

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第150号議案

工事請負契約の変更について

下記により、工事請負契約を変更するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額		契約人住所氏名
県単支援道改 第31-03-000-6-001号 合併支援道路 (仮称)上曾トンネル 本体工事(石岡工区)	随意契約	既請負 契約金額	千円 5,067,667	東京都港区港南二丁目15番2号 大林・株木・市村特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社大林組 取締役社長 蓮輪 賢治 代理人 代表取締役副社長執行役員東京本店長 笹川 淳
		今回増減 (△) 額	995,940	
		計	6,063,607	

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第151号議案

和解について

水戸地方裁判所令和2年(ワ)第507号損害賠償請求事件について、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第89条の規定に基づき、裁判所から和解の試みがあったので、相手方と下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

個人

2 和解の内容

- (1) 県は、本件に関連して、相手方に十分に寄り添った対応をとることができなかったことを反省し、今後は、学校内でいじめが発生しないように努めることはもちろん、仮にいじめが発生した場合には、被害生徒に十分に寄り添った対応を行うように努める。
- (2) 県は、相手方に対し、本件和解金として金1,400,000円の支払義務があることを認め、これを令和6年1月31日限り相手方指定の預金口座に振り込む方法によって支払う。ただし、支払手数料は、県の負担とする。
- (3) 相手方と県は、本件及び本和解内容について、事後、みだりに第三者に口外しないことを約束する。
- (4) 相手方は、その余の請求をいずれも放棄する。
- (5) 相手方と県は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、各自の負担とする。

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

報 告

報告第5号

地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記2件のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき、報告する。
原案承認されたい。

令和5年12月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

別記1

和解について

竜ヶ崎工事事務所所属の普通貨物自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

個人

2 和解の内容

(1) 令和5年4月27日（木）午後3時10分頃、稲敷郡河内町長竿6260番地地先県道上で発生した事故

(2) 事故の概要

竜ヶ崎工事事務所所属の職員が、普通貨物自動車を運転して出張途中、上記県道において、相手方の小型乗用自動車に衝突し、損害を与えた。

(3) 茨城県が支払う損害賠償額 599,212円

(注) 上記賠償額は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年10月26日

茨城県知事 大井川 和彦

別記 2

和解について

自家用自動車による公務出張承認に係る軽乗用自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

- (1) 個人
- (2) 個人

2 和解の内容

- (1) 令和4年5月13日（金）午前7時20分頃、土浦市藤沢995番地3地先市道上で発生した事故
- (2) 事故の概要

つくば保健所所属の職員が、軽乗用自動車を運転して出張途中、上記市道において、相手方(1)の小型乗用自動車と衝突し、その衝撃で相手方(2)の普通乗用自動車及び工作物に衝突し、損害を与えた。

- (3) 茨城県が支払う損害賠償額 518,883円

(注) 上記賠償額は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び損害保険ジャパン株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年11月7日

茨城県知事 大井川 和彦

